

【保育課関係】

1. 多様な保育ニーズに対応した市区町村の取組に対する支援について

(1) 待機児童解消に向けた取組状況と「子育て安心プラン」について (関連資料1～5参照)

子育て家庭における仕事と家庭の両立と、女性の活躍を推進していく上で、待機児童の解消は取り組むべき最重要課題であり、潜在需要も含めた保護者の保育ニーズに対応した受け皿を確保していくため、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、待機児童解消に向けた取組を進めてきたところである。

各自治体の積極的な整備推進により、2013（平成25）年度から2016（平成28）年度末までの4年間で、企業主導型保育事業による保育の受け皿拡大と併せて約42.8万人分の保育の受け皿を確保し、2017（平成29）年度末までの5年間では、約59.3万人分の拡大を見込んでいる。

一方で、女性就業率（25歳～44歳）は年々上昇し、それに伴い保育の申込者数も年々増加していることから、2017（平成29）年4月時点の待機児童数は2万6,081人と、依然として2万人を超える水準で推移している。

このため、2017（平成29）年6月に「子育て安心プラン」を策定し、2022（平成34）年度末の女性就業率（25歳～44歳）8割に対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとし、さらに、昨年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」では、このプランを前倒しし、約32万人分の保育の受け皿を2020（平成32）年度末までに整備することとしている。

実際の保育の受け皿整備に当たっては、保育の実施主体である市区町村において、保育を必要としているが申込みに至らないようなケースも含め、潜在的な保育ニーズを的確に把握し、それを整備計画に反映して整備を進めることが重要である。

国としては、こうした自治体の取組を支援、促進させるため、「保育コンシェルジュ」について段階的に拡充を行ってきたところであるが、2018（平成30）年度からは、申請前相談が集中する時期などに重点的に出張相談等を実施するなど、実態に即した運用が可能となるよう見直しを行うこととしており、保護者に「寄り添う支援」を進めていく。

また、「子育て安心プラン」による市区町村計画（子育て安心プラン実施計画）の作成に当たっては、これまでの「待機児童解消加速化プラン」による市区町村計画から大幅に変更し、

- ・ 市区町村内の「保育提供区域」ごとに計画を作成
- ・ 定員数について「0歳、1・2歳、3歳以上」の年齢区分ごとに作成
- ・ 申込者数（保育ニーズ）について、「保育コンシェルジュ」などを積極的に活用しながら、「申込みに至らないようなケース」も含め、潜在的な保育ニーズを的確に把握した上で作成
- ・ 都道府県は、市区町村が作成した計画の保育ニーズの見込み等が適切かどうか精査

を行い、2020（平成32）年度末までの見込・計画数、実績の「見える化」を行うこととしているので、各自治体におかれては、遅くとも2020（平成32）年度末までの待機児童の解消に向けて取組の強化・徹底を図っていただくとともに、各都道府県におかれては、市区町村が策定する保育ニーズの見込み等が適切かどうかを十分に精査していただくようお願いする。

（2）平成30年度の主な保育対策関係予算について

① 保育所等整備交付金等について（関連資料6、7参照）

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を進めるため、2017（平成29）年度補正予算及び2018（平成30）年度予算案において、企業主導型保育事業を含め合計11.5万人分の受け皿整備に必要な予算を計上するとともに、保育の受け皿増が必要な地域における施設整備や改修に係る国庫補助率の嵩上げ（1／2→2／3）を引き続き行い、意欲のある市区町村の取組を支援することとしている。

また、本年度末としていた「安心こども基金」の実施期限について、本年度末時点で一定の基金残高が見込まれること、また、子育て安心プランに基づき2020（平成32）年度末までに32万人の保育の受け皿整備を行うこととしていることを踏まえ、2020（平成32）年度末まで3年間延長することとしている。

さらに、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、平成29年度における交付基準額から3%増の補助単価の改定を行う予定であるので、各市区町村におかれては、積極的な保育の受け皿確保に向けた取組を進めていただくようお願いする。

② 「民有地マッチング事業」について（関連資料8参照）

保育所等の設置可能な土地等の所有者と、保育所等を整備する法人等とのマッチングに向け、保育所等の整備候補地を円滑に確保するた

め、地域の不動産事業者等との連携などを通じて、土地等の所有者に対して、所有する土地の保育所等への活用について積極的に働きかけることを支援することとしているので、各市区町村におかれては、本事業を活用により、積極的な保育の受け皿確保に向けた取組を進めていただくようお願いする。

③ 「都市部における保育所等への賃借料支援事業」について

都市部における保育園等の設置を支援するため、実際の建物賃借料が公定価格における賃借料加算額の3倍を超える保育園等について、当該超過額の一部について支援を行っているところであるが、支援の重点化を図るため、2018（平成30）年度から、財政力の高い市区町村について、他の市町村と比べ国庫補助額が90%相当額となる仕組みを設けることとしているのでご承知おきいただきたい。

④ 「保育士宿舎借り上げ支援事業」について

保育人材の確保を図るため、保育士のための宿舎の借り上げに必要な費用の一部を支援しているが、支援の重点化を図るため、2018（平成30）年度から、財政力の高い市区町村については、交付額の決定に当たり、対象経費の実支出額の4分の3を乗じた額に補助率を乗じて算出する方法を用いることとしているのでご承知おきいただきたい。

なお、2017（平成29）年度以前に本事業の対象となっていた者に係る対象経費の取扱いについては、この算出方法は適用せず、従前の算出方法を用いるので、ご留意願いたい。

⑤ 「医療的ケア児保育支援モデル事業」について

（関連資料9～11参照）

保育園等において、医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、地域生活支援の向上を図ることを目的として、2017（平成29）年度より「医療的ケア児保育支援モデル事業」を実施している。

2018（平成30）年度予算案においては、これまで保育園等に看護師を配置し、その看護師が医療的ケアを行うこと要件としていたところ、看護師の配置は要件とせず、研修を修了した保育士等による医療的ケアを行う場合も補助対象とすることとしている。

各市区町村におかれては、医療的ケア児の保育ニーズを適切に把握し、医療的ケア児の受入体制の整備に努めていただくようお願いする。

⑥ 「家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業」について

(関連資料12参照)

家庭的保育事業の更なる普及につなげるため、市区町村単位で複数の家庭的保育事業者及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有、保育環境の整備、経営の効率化等を共同で行うことができる体制の整備を図る「家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業」を2018（平成30）年度予算案に計上している。

本事業では、連絡・調整役を担うコーディネーターを配置し、共同での備品購入や、連携施設からの給食提供等の調整、各自業者間の情報共有等を行い、家庭的保育者が抱える課題の解消や、保育に専念できる環境の整備等を図ることで、家庭的保育者の参入を促すとともに、更なる家庭的保育の普及と質の向上を図ることとしている。

事業実施に当たっては、補助金の交付申請を行う前に、事前協議を行った上で、補助対象自治体を選定する予定としているので、実施を予定している各自治体におかれては準備願いたい。

⑦ 「広域的保育園等利用事業」について（関連資料13参照）

自宅から遠距離にある保育園等の利用を可能にするため、保護者にとって利便性のよい場所に市区町村が設置する子ども送迎センターから、送迎バスによる各保育園への送迎を行うなどの「広域的保育園等利用事業」をこれまで実施してきたところである。

2018（平成30）年度予算案においては、更なる利便性の向上を目指し、送迎バスが子ども送迎センターを経由せず、直接、複数の利用者の自宅又は自宅近くの安全に場所のみを経由する場合についても、補助の対象とすることとしている。

また、送迎センターを設置するために既存の建物を改修するための経費についても、補助対象に加えることとしているので、各市区町村におかれては、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

⑧ 行政手続きコスト削減に係る対応について

「平成29年度規制改革実施計画」（2017（平成29）年6月9日閣議決定）において、事業者が行う行政手続きに係るコストを2020（平成32）年までに20%削減することとされており、厚生労働省における行政手続きコスト削減の基本計画において、「保育対策総合支援事業費補助金」についても、行政手続きコストを図ることとしている。

各自治体におかれては、事業者等からの補助金の申請等に係る行政手続きコストの削減に当たり、以下の方針で取り組んでいただくようお願いする。

- ・事業者からの申請は、郵送やメールでの申請を基本とし、事業者が申請に要する時間の削減を図る
- ・申請時に提出があった資料については、原則として実績報告の際に再提出を求めない

なお、補助金申請に係る事業者からの申請書の様式について、各自治体に対し標準様式をお示しし、2019（平成31）年度から全国統一化を図ることを予定しているため、ご留意いただきたい。

（3）平成30年度税制改正等について（関連資料14参照）

2017（平成29）年12月22日に「平成30年度税制改正の大綱」が閣議決定され、個人又は法人が、2018（平成30）年4月1日から2020（平成32）年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができる税制上の措置が講じられることが盛り込まれた。

（4）保育園等の連携施設の確保について（関連資料12参照）

家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）については、保育が適切かつ確実に行われるとともに、家庭的保育事業者等による保育の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、保育園等の連携施設を適切に確保する必要がある。

平成28年12月の総務省行政評価局による勧告「子育て支援に関する行政評価・監視」において、連携施設の確保のためには市区町村による実効的な支援が必要である旨指摘されたことも踏まえ、各市区町村におかれては、2018（平成30年）度予算案に計上した「家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業」を活用していただくなど、引き続き連携施設の確保に向けた取組を進めていただくようお願いする。

（参考）家庭的保育事業等の連携施設の設定状況について

（平成28年4月1日現在）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135739.html>

（5）企業主導型保育事業と市町村計画との連携について

企業主導型保育事業（2016（平成28）年度創設）については、2017（平成29）年度末までに行う約7万人分の整備に加え、2018（平成30）年度予算案において「子育て安心プラン」に基づき、新たに約2万人分の整備を実施することとしている。

「子育て安心プラン」においては、保育の受け皿として企業主導型保

育事業（従業員枠・地域枠）を含めていることから、企業主導型保育事業による保育の受け皿整備と市区町村による整備計画の連携が適切に図られるよう、

- ・設置事業者に対して、整備費の申請前に予め市区町村に相談を行うよう要請
- ・設置事業者から整備費の申請があった際には、公募団体から都道府県を通じて申請状況を各市区町村に情報提供
- ・企業主導型保育施設を利用する児童情報について、公募団体から児童居住市区町村に対して情報提供

することとしているため、各都道府県、市区町村において、ご了承くださいととともに、ご協力をお願いします。

各市区町村におかれては、市区町村計画の作成等に当たって、企業主導型保育事業との適切な連携を図っていただくようお願いする。

（6）保育園等の優先入園に係る取扱いについて

（関連資料15～17参照）

利用調整を行うに当たっては、特に待機児童が発生している市区町村において、保育園等の利用に係る優先度を踏まえて、その利用の調整を行うため、2014（平成26）年の留意事項通知の内容も踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られる。

これについて、

- ・点数付けの際の考慮要素となる項目や基準等の公表及び周知、入園申込者から求めがあった場合等の当該申込者に係る点数等の開示等、選考過程の透明化に努めるとともに、①兄弟姉妹について同一の保育園等の利用を希望する場合、②保育士等の子どもが保育園等の利用を希望する場合、③小規模保育等の地域型保育事業の卒園児童である場合における優先的な取扱いについて、改めて配慮すること（2016（平成28）年7月28日付け事務連絡）
- ・待機児童の解消等のために保育人材の確保が必要な市区町村においては、保育士等の子どもの保育園等への入園の可能性が大きく高まるような点数付けを行い、可能な限り入園を確定させること（⇒2（5）保育士等の子どもの保育園等の利用に係る配慮について）
- ・保護者がその居住する地域の近隣の保育所等に通うことが可能となるよう、各市区町村が定める保育提供区域内に居住する子どもについて、当該区域内の保育所等への入所の可能性が大きく高まるような点数付けを行うことも考えられること、また、このような点数付けは、大規模マンションでの保育園等の設置促進にも資すること（⇒6（4）「規

制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた対応方針について)

- ・多様な働き方が広がっていることに鑑み、それぞれの保護者の勤労状況をきめ細かく把握し、実態に応じた取扱いが可能となるような点数付けが望ましいこと (⇒1 (9) 多様な働き方に対応する保育の提供について)

など、待機児童の解消等に資するような点数付けの実施について検討するよう、累次のお願いを行ってきたところであり、各市区町村におかれては、これらを踏まえ、利用調整における選考過程の合理化や明確化に一層努めるようお願いする。

また、点数付けを変更する際、選考開始まで間もない時期に公表を行っている市区町村がみられるが、当該変更が入園申込の結果に大きな影響を与えるものであることに鑑み、各市区町村におかれては、選考の開始まで余裕のある時期に実施して十分な周知期間・説明期間を設けるなど、入園申込者の予見可能性を考慮したきめ細かな対応に努めていただきたい。

(7) 病児保育事業の推進について (関連資料18、19参照)

① 質の向上について

病児保育事業は、病気になった子どもの保護者が希望に応じて就労できるようにするために重要な事業であるが、感染症の流行や、病気の回復による突然の利用キャンセルなどにより、利用児童数の変動が大きく、経営が不安定になる等の状況が生じている。

このため、2018(平成30)年度予算案においては、

- ・運営費の基本単価について、事業の安定によりつながるような補助の仕組みとした上で、
- ・利用児童数に応じた加算について、現在2,000人となっている上限を見直し、2,000人を超えて利用した場合においても、利用児童数に応じた加算を行う

こととしているため、各市区町村におかれては、安定的な事業の実施のために必要な財政措置を講じていただくとともに、地域の保育ニーズに対応できるよう、病児保育事業の普及に積極的に取り組んでいただきたい。

② 横展開について

病児保育事業の安定的な事業運営や、質の確保等について取り組まれている事業所について、その取組内容や課題等を事例としてとりまとめ、昨年11月に「病児保育取組事例集」を作成し、各市区町

村あて事務連絡により送付したところである。

各市区町村におかれては、本事例集を事業実施者等に周知していただくとともに、地域の実情等に応じてご活用いただき、病児保育事業の充実に努めていただくようお願いする。

③ 柔軟な事業実施について

「病児対応型」及び「病後児対応型」の実施場所については、「病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）実施に係る留意点について」（平成27年7月29日事務連絡）においてお示ししているとおり、事故防止及び衛生面に配慮されているなどの要件を満たし、児童の養育に適した場所であることを十分に確認した上で、例えば、稼働外の診療室など、病院・診療所等の空きスペースを利用し、柔軟に事業を実施することを可能としているため、ご留意いただきたい。

（8）障害児保育の推進について（関連資料20参照）

障害のある子どもの保育に要する費用については、2003（平成15）年度より一般財源化され、地方交付税により措置されているところである。

厚生労働省で実施した調査では、2016（平成28）年度における保育園等で受け入れている障害児の数は約65,000人と、10年前と比較し約2倍となっている。

こうした状況を踏まえ、2018（平成30）年度の地方交付税では、これまで400億円であった当該予算を800億円に拡充するとともに、各市区町村の障害児保育に係る財政需要を的確に反映するため、各市区町村の保育園等における「実際の受入障害児数」に応じて地方交付税を算定することとしている。

障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で実施される必要があることや、家庭や関係機関と連携した支援が必要であることから、各市区町村におかれては、概ね障害児2名に対し、保育士1名を水準としつつ、適切に保育士を配置し、引き続き障害児保育を推進していただくようお願いする。

（9）多様な働き方に対応する保育の提供について（関連資料15参照）

2014（平成26）年の留意事項通知において、「就労の形態については、居宅外での労働のほか、居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労

働をすることを常態としていること（自営業、在宅勤務等）も対象とする」と示している。

多様な働き方が広がっていることに鑑み、それぞれの保護者の勤労状況をきめ細かく把握し、実態に応じた取扱いが可能となるような点数付けが望ましいことから、フリーランスで働く方等多様な働き方をしている保護者が、保育園等の利用申込みをした際の調整において、一律に不利な状況に置かれることがないように、利用調整の際に留意すべきポイントをまとめた事務連絡を2017（平成29）年12月28日に発出したところであり、これを踏まえた取組に努めていただきたい。

（10）認可外保育施設の認可化移行の促進について（関連資料21参照）

認可外保育施設の認可化移行支援については、「認可化移行支援強化事業」により、移行に向けての課題の調査、施設の改修、運営の経費等の補助を行ってきたところであるが、このうち、運営費の補助について、2018（平成30）年度予算案において拡充を図ることとしている。

具体的には、現行の仕組みでは、公定価格の定員20人の単価をベースとして、施設の規模にかかわらず児童の年齢に応じた補助単価となっているところを、2018（平成30）年度予算案では、

- ・補助基準額を公定価格ベース（基本分単価＋所長設置加算）の2／3相当額に引き上げる
- ・児童の年齢に加え、施設の規模（定員区分）に応じた補助単価の設定を行う

こととしている。

また、規制改革推進会議の第2次答申（2017（平成29）年11月29日）を踏まえ、待機児童対策への支援策として、保育の受け皿整備が必要である都道府県が待機児童対策に係る協議会を設置する場合には、一定の市区町村に対して補助単価の5％を加算する仕組みを設けることとしている。

この運営費の補助のほか、

- ・保育士の有資格者や保育従事者の配置数が不足している
 - ・乳児室・保育室の面積が不足している、調理室がない
- 等といった、認可化移行に当たっての課題を解決するため、
- ・無資格の保育従事者による保育士資格の取得
 - ・マッチング支援による新たな保育士の確保
 - ・基準を満たす施設への改修

等の支援メニューを用意している。

各自治体におかれては、認可保育園等への移行ニーズを把握した上で、

認可外保育施設の事業者に対し、本事業における認可化移行の支援メニューとともに、認可保育園等へ移行した際のメリット（運営に係る費用、施設の老朽化に伴う修繕や増築・改築に必要な費用等の補助、保育対策総合支援事業の様々なメニューによる補助や支援）を積極的に周知いただき、認可化移行の取組を促進していただきたい。

2. 保育人材確保について

（1）総合的な保育人材確保策の推進について（関連資料22～28参照）

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材を確保するため、処遇改善のほか、新規の保育士資格取得や就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組むこととしている。

まず、処遇改善については、これまでの処遇改善に加え、2017（平成29）年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均＋1.1％）を、本年度の公定価格を2017（平成29）年4月に遡及して改定し、2018（平成30）年度の公定価格にも反映を行うこととしている。

また、保育士の業務負担の軽減等のため、2017（平成29）年度補正予算に保育園等におけるICT化の推進を盛り込むとともに、2018（平成30）年度予算案においては、

- ・保育補助者の雇上げ支援における資格要件（子育て支援員研修等の受講）の緩和や定員規模に応じた補助者の加配
- ・清掃等の業務を行う者の配置を支援する保育体制強化事業の実施主体や対象施設の拡大
- ・保育園等に勤務する保育従事者の保育士資格取得支援を拡充し、対象となる職員の拡大（常勤職員のみ→非常勤を含む全職員）

など、事業の拡充を盛り込んでいる。

各都道府県におかれては、これらの事業等を積極的に活用するなど、引き続き、保育人材確保の推進にご尽力いただきたい。また、保育人材の確保に当たっては、市区町村における取組も重要であり、保育士の子どもの保育園への優先入所等の取組も含め、管内市区町村に対し、保育人材確保に積極的に取り組んでいただくよう、周知等についても御配慮願いたい。

(2) 技能・経験に応じた処遇改善について（関連資料24、29参照）

2017（平成29）年度より実施している技能・経験を積んだ保育士等に対する処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）については、2018（平成30）年度より以下のとおり加算額の配分方法の見直しを行うこととしている。

① 副主任保育士等の賃金改善のための加算額については、月額4万円の賃金改善を「人数A÷2（一人未満の端数切り捨て）」人の副主任保育士等に対して行った上で、残りの加算額については、従来は職務分野別リーダー等への配分を認めていなかったところ、職務分野別リーダーに配分することを可能とすること

② ①により職務分野別リーダーに配分を行う場合には、職務分野別リーダーの賃金改善のための加算について、

- ・配分人数について、従来は「人数B」に固定されていたところ、「人数B」を超えてもよいこと

- ・また、賃金改善額については、従来は月額5千円に固定されていたところ、副主任保育士等に対する賃金改善額のうち最も低い額を超えない範囲内で月額5千円を超えてもよいこと

を可能とすること

③ 処遇改善等加算Ⅱの加算額については、同一事業者内の施設・事業所をまたぐ配分を認めていなかったが、2022（平成34）年度までの時限措置として、処遇改善等加算Ⅱによる加算額の総額の20%については、同一事業者内で施設・事業所をまたぐ配分を可能とすること

なお、処遇改善等加算Ⅱの加算要件のうち、研修の受講に係る要件については、2022（平成34）年度を目途に当該要件の必須化を目指すこととし、2021（平成33）年度までの間は当該要件を課さないこととした。ただし、この研修受講要件の必須化については、2022年度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、判断することとしている。

各地方自治体におかれては、保育人材の処遇改善のため、制度を十分に理解いただき、各事業者による加算取得の促進を図っていただきたい。

また、2017（平成29）年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+1.1%）に要する費用については、2017（平成29）年度補正予算に盛り込んでおり、本年度の公定価格を2017（平成29）年4月に遡及して改定することとしている。

これは、2018（平成30）年度の公定価格においても同様であるので、各自治体におかれては、改定の趣旨をご理解いただき、保育士等の職員給与が適切な水準となるよう、保育園等に要請するなど、周知・指導にご協力いただきたい。

(3) 保育士等キャリアアップ研修の実施体制の整備について

(関連資料30参照)

① 研修の実施状況及び計画の作成

今般、研修の実施状況を取りまとめたところ、各都道府県が全ての分野ごとに十分な受講定員を確保できている状況ではないと考えられる。2017（平成29）年度から保育士等キャリアアップ研修を開始したところであるが、各都道府県におかれては、受講ニーズに対応した研修の実施体制を速やかに整備していただきたい。

また、処遇改善等加算Ⅱの加算要件として、2022（平成34）年度を目途に、研修受講の必須化を目指すこととしたことを踏まえ、今後、研修の実施体制の整備を計画的に進めていく必要があることから、各都道府県に対して2021（平成33）年度までの分野別の研修実施計画の提出を求めるとともに、計画のフォローアップを行う予定であるのでご留意願いたい。

② 研修の実施体制整備について

キャリアアップ研修の実施体制整備に当たっては、受講ニーズを適切に把握するとともに、研修の実施方法について、

ア 都道府県が自ら研修を実施する方法（直接実施・委託）

イ 研修実施機関が実施する研修を都道府県が指定する方法があることから、各都道府県におかれては、アの方法のみならず、イの指定制度を活用し、保育団体や指定保育士養成施設、管内市区町村に対し、研修の実施を促すことも含め、研修の実施を進めていただきたい。

また、2016（平成28）年度以前から実施されている既存の研修も十分に活用することとし、時間数等の要件が満たないものについては、翌年度に追加的な研修を実施することで補うなど、柔軟な対応を検討していただきたい。

さらに、各都道府県において、受講者のニーズも様々であることが考えられることから、受講希望者が受講しやすいよう、土曜日の開催や離島・遠隔地の受講希望者への対応等について留意の上、研修の実施体制の整備を進めていただきたい。

なお、研修の実施に必要な費用については、受講者に過度な受講料の負担とならず、かつ、自治体間で不公平が生じないように、「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金」を活用し、受講者に過度な受講料の負担を求めないように、願います。

(4) 保育士養成課程等の見直しについて（関連資料31～33参照）

① 保育士養成課程等の見直し

指定保育士養成施設における現行の保育士養成課程については、2011（平成23）年度に施行されたものであるが、保育を取り巻く社会情勢の変化や保育所保育指針の改定等を踏まえ、より実践力のある保育士の養成に向けて、2018（平成30）年4月に関係省令、告示及び通知を改正し、2019（平成31）年度より適用することを予定しているので、ご了承ください。

保育士養成課程の見直しに当たって、各都道府県におかれては、2018（平成30）年9月末までに指定保育士養成施設から提出される修業教科目等の変更申請を受け付け、遅滞なく、当該申請の承認を行うことができるようにご準備頂きたい。

なお、保育士養成課程の見直しに伴う新たな保育士試験については、準備や周知に加え、受験者への配慮等を踏まえた時期として、2020（平成32）年度より適用することを予定している。

（参考）保育士養成課程等の見直しについて（検討の整理）〔報告書〕

（2017（平成29）年12月4日保育士養成課程等検討会）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000189068.html>

② 福祉系国家資格所有者の保育士資格取得への対応

「日本再興戦略」（2015（平成27）年6月30日閣議決定）等を踏まえた、福祉系国家資格（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士）を所有する者への保育士養成課程及び試験科目の一部免除等の運用改善について、2017（平成29）年5月24日の保育士養成課程等検討会で議論の取りまとめが行われた。

この取りまとめを踏まえ、関係省令・告示・通知の改正を行い、

- ・福祉系国家資格所有者に対し、保育士試験の一部の科目（社会福祉児童家庭福祉、社会的養護）の受験を免除するとともに、その他の科目についても、指定保育士養成施設において、試験科目に対応した教科目を履修した場合には、当該試験科目の受験を免除
- ・介護福祉士養成施設を卒業した介護福祉士に対し、指定保育士養成施設での履修科目の一部を免除

することとし、2018（平成30）年1月15日に施行されたので、各自治体におかれては、関係機関への周知をお願いするとともに、この制度を活用した保育人材の確保に取り組んでいただきたい。

(5) 保育士等の子どもの保育園等の利用に係る配慮について

(関連資料15参照)

「子育て安心プラン」の「6つの支援パッケージ」において、保育人材の確保のための方策の1つとして「保育士の子どもの預かり保育の推進」が盛り込まれており、これを受け、「保育士等の子どもの優先入所等に係る取扱いについて」(2017(平成29)年9月29日内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知)を発出したところである。

これまでも留意事項通知において、保育人材の確保・育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、各市区町村の判断により、保育士、幼稚園教諭、保育教諭(以下「保育士等」という。)の子どもの保育園等の利用に当たって配慮することも考えられる旨示しているが、保育士等の子どもの保育園等への入園の可能性が大きく高まるような点数付けを行い、可能な限り速やかに入園を確定させることは、

- ・当該保育士等の勤務する保育園等が早期に当該保育士等の子どもの入園決定を把握して当該保育士の職場への復帰を確定させ、利用定員を増やすことを可能にし、保育の受け入れ枠の増加に大きく寄与するとともに、
- ・保育士等が妊娠・出産後、円滑に職場復帰できる環境を整えることにより、高い使命感と希望をもって保育の道を選んだ方々が、仕事と家庭の両立を実現しながら、将来にわたって活躍することが可能となり、保育士の処遇の改善にも大きな効果が見込まれる

ことから、待機児童の解消等のために保育人材の確保が必要な市区町村においては、このような取組を行うよう努めていただきたい。

また、併せてこの通知に盛り込んでいる、

- ・保育士等が勤務している保育園等において、一律に当該保育士等の子どもを入園させない取扱いとしている市区町村については、扱いに差異を設けず、他の保育園の場合と同様に入園の対象とすること
- ・保育士等の子どもの優先利用の実施に当たっては、各市区町村間で協定を結ぶ等の連携・調整を行うことで、市区町村の圏域を超えた利用調整を実施し、より多くの保育士が職場へ復帰できる体制を整えること

についても、併せて取り組んでいただくようお願いする。

3. 改定保育所保育指針の適用について（関連資料34参照）

保育所保育指針は、保育園における保育の内容に係る基本原則に関する事項等を示すものとして、2017（平成29）年3月に、2008（平成20）年から10年ぶりに改定を行った。

改定保育所保育指針については、2018（平成30）年4月1日からの適用に向けて、2017（平成29）年7月に説明会及び協議会を開催し、指針及びその解説の内容について周知を行ったが、指針の解説の正式版については、2018（平成30）年2月に厚生労働省ホームページ上での公開及び各都道府県等保育所所管課への冊子送付により公表したところである。

また、今回の指針改定において、保育園と小学校との連携に関し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有する等の記載が追加された。これを踏まえ、子どもの育ちを支える資料として就学時に保育園から小学校へ送付される「保育所児童保育要録」について、2019（平成31）年4月に小学校に入学する児童からの適用に向け、有識者による検討会での議論を踏まえ、今月中に改訂した「保育所児童保育要録」の参考様式等を示す予定であるので、ご承知おきいただきたい。

4. 保育事故防止対策の推進について

（1）保育事故防止に係る安全対策の強化について

（関連資料35、36参照）

保育施設等における事故防止の取組については、2016（平成28）年3月末に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の周知徹底をお願いしているところである。

また、2017（平成29）年12月には、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）から、

- ・ 預け始めの時期のリスク
- ・ 事故防止ガイドライン等の更なる周知徹底
- ・ 事故発生状況の記録の重要性の周知徹底
- ・ 検証を実施する場合の留意点

について、注意喚起を行っているので、各自治体におかれては、あらためて関係部署や管内の保育施設等に周知をお願いしたい。

これらの周知の機会として、保育園等の事故防止の取組強化事業を活用していただき、

- ・ 重大事故防止のための研修による集団的な説明・指導

・重大事故防止のための公立保育園の保育士OG・OB等を活用した巡回支援指導による個別的な説明・指導
を行い、各施設・事業者のガイドラインに関する理解・取組を促していただきたい。

また、研修事業については、原則、都道府県が実施することとしているが、都道府県での実施が困難な場合は市町村が実施主体となることが可能とされているので、都道府県と市区町村とで十分な連携を図り、効果的な研修の実施に努めていただきたい。

巡回支援指導事業においては、事故報告、事後的な検証と同様、原則、
① 認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業を対象とする場合は市町村
② 認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業を対象とする場合は都道府県、指定都市、中核市
が、各保育園等における

- ・重大事故の発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）
- ・満たすべき基準の遵守状況
- ・事故防止の取組、事故発生時の対応

等に関する助言又は指導を実施していただきたい。

特に、巡回支援指導を行う際は、各保育園等の実情も踏まえつつ、事前通告の有無について適切に判断し効果的に実施するとともに、指導監督部門との十分な連携を図っていただくことにより、認可外保育施設に対する立入調査等の適切な実施につなげていただきたい。

各自治体におかれては、ガイドラインの周知徹底とともに本事業を積極的に活用し、保育事故防止に係る安全対策の強化を図っていただきたい。

死亡事故等における事後の検証については、2017（平成29）年9月に発出した事務連絡により

- ・死亡事故については、すべて検証すること。
- ・明らかな病死であっても、発生前、発生時、発生後の一連のプロセスにおける子どもや周囲の状況、時系列の対応などを検証し、検証の結果を重大事故の再発防止に役立てていくことが極めて重要であること。
- ・まだ検証委員会を開いていない自治体においては、早急に検証委員会を開催し、検証を進めること。

をお願いしたところであるので、都道府県におかれては、あらためて管内市区町村への周知をお願いしたい。

また、検証を実施する場合の留意点について、有識者会議から注意喚起されているので、自治体において検証を実施する際には参考にいただきたい。

※教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html#kyouiku_hoiku

※有識者会議の注意喚起事項

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/yk_4/pdf/s1.pdf

(2) 認可外保育施設の事故報告の義務化について（関連資料37参照）

認可外保育施設等で重大事故が発生した場合については、これまで、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成27年2月16日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）により、施設から報告を求めてきたところである。

今般、「子育て安心プラン」に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正し、認可外保育施設等において事故の発生又は再発防止に努めるとともに、事故が発生した場合には、認可外保育施設等に関する指導監督権限がある都道府県に速やかに事故の報告を行うよう、同規則において義務付けた。

各自治体におかれては、管内の認可外保育施設等に対して、事故が発生した場合には適切な報告がなされるよう、周知徹底をお願いしたい。

5. 地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について

(1) 家庭的保育事業者等の代替保育の提供について

（関連資料38参照）

家庭的保育事業者等が確保すべき連携施設のうち、代替保育の提供については、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）を受け、以下のとおり対応することとしたので、管内市区町村に周知をお願いしたい。

- ・市区町村は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、下記①及び②の要件を満たすと認める場合には、家庭的保育事業者等が家庭的保育事業を行う場所（省令第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所をい

う。) 以外の場所において代替保育を提供する場合にあっては、小規模保育事業（A型、B型）又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）を、家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合にあっては、事業の規模等を勘案して、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者をそれぞれ確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができることとする。

- ① 家庭的保育事業者等と代替保育を提供する者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること
- ② 代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること

（2）家庭的保育事業者等の食事の提供体制について

（関連資料39参照）

家庭的保育事業等の食事の提供体制については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（以下「省令」という。）において、自園調理が原則とされているところ、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）を受け、以下のとおり対応することとしたので、管内市区町村に周知をお願いしたい。

- ・ 省令附則第2条の経過措置が適用されている事業者のうち、家庭的保育者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理により行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を「10年」とする。
- ・ 家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、保育所等から調理業務を受託しており、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状況に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じることができるものとして、市町村が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とする。

（3）保育所等における面積基準の特例について（関連資料40参照）

都道府県等が保育所の居室の床面積に係る条例を定める際には、原則、国の定める基準に従うことが求められている。特例的に、待機児童数及

び公示地価について一定の要件を満たす地域については、合理的な理由がある範囲内で国の基準と異なる内容を定めることができるとされているところ、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）を受け、以下のとおり対応することとしたので、管内市区町村に周知をお願いしたい。

- ・ 当該地域について、従来からの要件に加え、下記①から③までの条件を満たす地域を加える。

- ① 前々年の4月1日時点の待機児童数が100人以上であること。
- ② 平均地価が前々年の1月1日時点で三大都市圏のうち、最も地価が低い都市圏を超えていること。
- ③ 市区町村が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行っており、それでもなお土地確保が困難である旨及びその理由を公表していること。

（４）「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について（関連資料41参照）

保育所等に対する指導監査については、法令上年1回の実施が義務づけられているところであり、従来、「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年4月25日付け児発第471号厚生省児童家庭局長通知）等に基づき実施されているところである。

今般、指導監査の実施率が芳しくない市区町村が見受けられることや、待機児童解消に向けた受け皿拡充と質の確保・向上が「車の両輪」であることを踏まえ、配置基準等を満たさなくなった保育所等に対する指導監督の流れ等について、その具体的な留意事項として2018（平成30）年1月19日に事務連絡を発出したので、各都道府県におかれては、管内市区町村に対し、周知等をお願いしたい。

6. その他

（１）保育園の耐震化の促進について

① 耐震化の状況

保育園の耐震化については、保育園を利用している子どもの安心・安全を確保するとともに、「国土強靱化アクションプラン2015」（2015（平成27）年6月16日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設の耐震化率を2018（平成30）年度までに95%とすることを目標としていること等も踏まえ、着実に推進していく必要がある。

全国的な取組状況をみると、2016（平成28）年3月31日現在の保育園の耐震化率は、86.3%となっており、引き続き耐震化の促進が必要な状況である。

耐震化状況の詳細をみると、各自治体における取組により、全ての施設で耐震化が実施されている自治体から、耐震化率が60%弱に留まっている自治体までと大きな差が生じており、設置主体別にみても、公立保育園の耐震化率は83.1%、私立保育園の耐震化率は88.3%と差が生じている。こうした状況を踏まえ、各都道府県におかれては、管内市町村に対して②に掲げる情報を提供いただき、公立・私立ともに保育園の耐震化の促進に努められたい。

② 耐震化工事について

ア 耐震化のための整備について

私立保育園の施設整備については、保育園等整備交付金により財政支援をしているところであるが、耐震化工事については、大規模修繕等の整備区分を適用し、国庫補助を行っているところであり、各自治体におかれては、早期の耐震化に努めていただきたい。

また、公立保育園の施設整備については、2006（平成18）年度に税源移譲と合わせて一般財源化されているので、各自治体において積極的な対応をお願いしているところであるが、総務省の緊急防災・減災事業費の対象に「災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化」が盛り込まれており、地方単独事業として行う公立保育園の耐震化工事について、緊急防災・減災事業の対象としている。これにより、緊急防災・減災事業債を事業費の100%に充当可能とし、元利償還金についてその70%を基準財政需要額に算入することとしているので、あわせてご活用いただきたい。なお、当該措置は2020（平成32）年度までとされているため、耐震化に向け早期の取組をお願いします。

イ 耐震診断について

耐震診断が必要な1981（昭和56）年以前の保育園について、耐震診断の実施率は全国で70.4%となっているが、実施状況の詳細をみると、診断が完了している自治体からほぼ未実施の自治体まで、自治体において顕著な差が見られる。

耐震化の促進に向けては、何より耐震診断を行うことが重要であるため、耐震診断実施率の低い自治体におかれては、まずは耐震診断の早期実施に努めていただきたい。

保育園の耐震診断に要する費用については、国土交通省が所管す

る社会資本整備総合交付金等の基幹事業である「住宅・建築物安全ストック形成事業」により国庫補助を受給することが可能であるので、各自治体におかれては、迅速かつ積極的な対応をお願いする。

(2) 保育関係予算の執行に係る適正化について

会計検査院による平成27年度決算検査報告書において、保育関係予算の事務執行に適正を欠いたため、国庫補助金等の過大交付による不当事項として指摘を受けたところである。各都道府県等におかれては、再発防止の観点から、適正な補助金執行事務の実施についてご留意いただくとともに、管内市町村等に対して改めて周知願いたい。

① 保育所運営費負担金

2014（平成26）年度以前の保育所運営費について、会計検査院より、

- ・ 保育所運営費の算定にあたり、加算対象となる職員が配置されていない期間についても加算が適用されていたこと
- ・ 保育料について、本来適用されない加算を適用して算定したため、過大徴収されていたこと

が指摘されている。

このため、子ども・子育て支援新制度における保育料の算定における適正事務の確保とともに、公定価格における各種加算の認定等の事務に当たっては、告示、通知等に即した事務が適切に行われるよう指導をお願いする。

② 延長保育促進事業及び病児保育事業

延長保育促進事業及び病児保育事業について、会計検査院より、職員配置が十分でなかったことなどにより、補助対象経費を過大に計上していたことが多数指摘されているため、各自治体におかれては、適正な補助金執行事務の実施にご留意いただき、管内市町村等に対して改めて周知をお願いする。

③ 賃貸物件による保育園整備事業

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）により実施された、賃貸物件による保育園整備事業において、市区町村が実支出額の算定方法を誤ったまま都道府県に対し実績報告書を提出しており、市区町村が事業者に対して補助した金額よりも多額の交付を都道府県から受けたため、交付額が過大となっていた事例が見受けら

れたことから、実績報告書等の審査及び確認体制を強化するとともに、市区町村に対する的確な指導について配慮をお願いする。

(3) 認可外保育施設に対する届出の促進・指導監督の徹底について

幼児教育の無償化に当たっては、「新たな経済政策パッケージ」(2017(平成29)年12月8日閣議決定)において、幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、2018(平成30)年夏までに結論を出すこととされており、2020(平成32)年4月から全面的に実施することとされている。

今後、認可外保育施設に対する指導監督及び届出について、徹底が求められてくる。

認可外保育施設に対する指導監督については、年1回以上立入調査を行うことを原則としているが、2016(平成28)年3月末現在の実施率は概ね7割であり、また、各都道府県、指定都市、中核市によって実施状況に差があるといった状況であった。

認可外保育施設については、平成28年においても死亡事故が7件報告されており、死亡事故等の重大事故を防止するためにも適切な指導監督を実施することが重要である。

都道府県等におかれては、認可外保育施設に対する指導監督の徹底をお願いしたい。

また、2016(平成28)年4月から、1日に保育する乳幼児の数が1人以上の場合、都道府県知事(指定都市、中核市の場合はその長)に事業開始1か月以内の届出や毎年の運営状況報告が必要となり、いわゆるベビーシッターについても都道府県知事等への届出、報告が義務付けられている。

都道府県においては、また、市町村に認可外保育施設の届出等の権限を委譲している場合は市町村と連携して取り組んでいただき、認可外保育施設に対する設置の届出等の徹底を促進いただきたい。

(4) 「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた対応方針について (関連資料42参照)

2017(平成29)年11月29日に規制改革推進会議において公表された「規制改革推進に関する第2次答申」を受け、その具体的な各都道府県におかれては、管内市区町村に対し、周知等をお願いしたい。

※ 具体的な留意事項の内容

- ・ 各市区町村が定める保育提供区域内に居住する子どもについて、地理的要因や交通手段、通勤経路等を踏まえ、当該区域内の保育園等への入園の可能性が大きく高まるような点数付けを行うことが考えられること
- ・ 保育提供区域内に居住する子どもの入所を優先することは、大規模マンションでの保育園等の設置促進にも資することから、大規模マンションでの保育園等設置に取り組む市区町村をはじめ、各市区町村においては、入園の可能性が大きく高まるような点数付けの実施について検討すること
- ・ 保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲での付加的な保育について、保護者に対して説明し、その同意を得られれば、別途保護者の負担を求めたうえで保育園等において実施することは可能であること
- ・ 保育人材確保対策を推進するため、短時間勤務保育士の活用促進や保育士・保育所支援センターを設置していない都道府県等における設置促進を図ること

(5) 保育園における第三者評価の受審について

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果の公表が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的とする第三者評価については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、受審を努力義務化するとともに、5年に1度の受審が可能となるよう、受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格の加算として補助することとしている。

第三者評価については、2015（平成27）年6月30日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015において、「保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備するため、2019年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指す。また、当該受審結果について、積極的に「見える化」を進め、就職を希望する保育士や保育サービス利用者が優良な保育事業主を選択できるような環境整備を進める」こととされており、受審率の向上に向けて、引き続き各自治体における積極的な取組をお願いしたい。

(6) 保育所における感染症対策ガイドライン及びアレルギー対策ガイドラインの改訂について

2012（平成24）年11月に改訂された「保育所における感染症対策ガイドライン」については、今回の保育所保育指針の改定において、第3章「健康及び安全」の記載の充実が図られたことや、感染症法等の関係法令の改正及び科学的根拠に基づく最新の知見等を踏まえ、平成29年11月から平成30年3月にかけて3回にわたり有識者による検討会を開催し、

再改訂に向けて全体の構成及び内容の見直しを行った。この検討会における議論を踏まえ、改訂ガイドラインの内容確定後、2018（平成30）年4月の適用を目途に通知を発出し、各保育所に周知を図る予定である。

また、アレルギー疾患を有する子どもの保育に関しては、今回の保育所保育指針の改定において「保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切に行う」旨が新たに記載された。これを踏まえ、2011（平成23）年3月に策定された「保育所におけるアレルギー対策ガイドライン」について、2018（平成30）年度中に改訂を行うことを検討している。改訂に当たっては、保育現場におけるアレルギー対応に関する調査を実施し、現状を把握した上で、2014（平成26）年6月に成立したアレルギー疾患対策基本法及び最新の科学的根拠に基づき、保育所におけるアレルギー対策に資するものとなるよう、エピペンへの対応や除去食への対応をはじめ、記載事項や具体的な内容・方法について有識者による検討委員会にて見直しを行う予定である。

（7）裁判員の子どもに対する一時預かり事業等の提供について

2015（平成27）年通常国会において、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第37号）が成立し、衆議院及び参議院の附帯決議において、裁判員候補者の出席率が低下するなどしていることを踏まえ、裁判員裁判に対する国民の参加意欲を高めるため、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むことが求められたところである。

特に、衆議院の附帯決議においては、政府及び最高裁判所が本法の施行に当たり格段の配慮をすべき事項として、保育園や家庭的保育事業等を日常的に利用していない者がこれらの施設をスムーズに利用できることの確保等が盛り込まれたところである。

これを踏まえ、地方裁判所所在地をはじめとする各市区町村においては、未就学児の保護者が希望する場合には、一時預かり事業を活用し裁判員として裁判に参加することができるよう、積極的な対応をお願いしたい。

（参考）裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成27年5月15日 衆議院法務委員会）（抄）

政府及び成功裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一～四 略

五 事業者による特別な有給休暇制度の導入などの職場環境改善の促進、保育所・学童保育等を日常的に利用していない者がこれらの施設を利用

することの確保等、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むこと。

六～八 略

(8) 保育園等の実態調査について（関連資料43参照）

子ども・子育て支援新制度が施行して3年目となり、5年後の見直しの中間年を迎えたことを受け、今後の公定価格の設定等の検討に資するよう、「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」を実施し、2017（平成29）年11月に開催された子ども・子育て会議において、当該調査の結果を報告したのでご了知願いたい。

(9) 犯歴情報の照会による保育士登録の取消しに関する事務について（関連資料44参照）

今般、保育士登録に関する事務については、禁錮以上の刑に処せられたこと等により、児童福祉法第18条の5第2号及び第3号に規定する欠格事由（以下「欠格事由」という。）に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務の適正化を図るため、児童福祉法施行規則の一部を改正し、本日施行している。

各都道府県におかれては、

- ① 保育士が勤務する管内の施設等に対し、当該施設等に勤務する保育士が逮捕されるなど、欠格事由に該当するおそれが生じた場合において、当該保育士の氏名、住所、生年月日及び保育士登録番号その他の必要な情報の報告を求めるなど、積極的な把握に努めること
 - ② 施設等から報告を受けた都道府県は、報告の対象となった保育士、当該保育士の家族、当該保育士の勤務する施設等を運営する事業者及び当該施設等の所在地の市町村等に対し、情報提供を求めること
 - ③ 報告のあった事案の裁判の傍聴等により、その裁判等の状況の把握に努め、欠格事由に該当するおそれがあると認めた場合、当該保育士の本籍地の市町村に対する犯歴情報の照会を行うこと
- により、保育士が欠格事由に該当するおそれがある事案について、適切に確認を行っていただきたい。

[関連資料：保育課]

待機児童の解消に向けた取組の状況について

(平成29年9月1日公表)

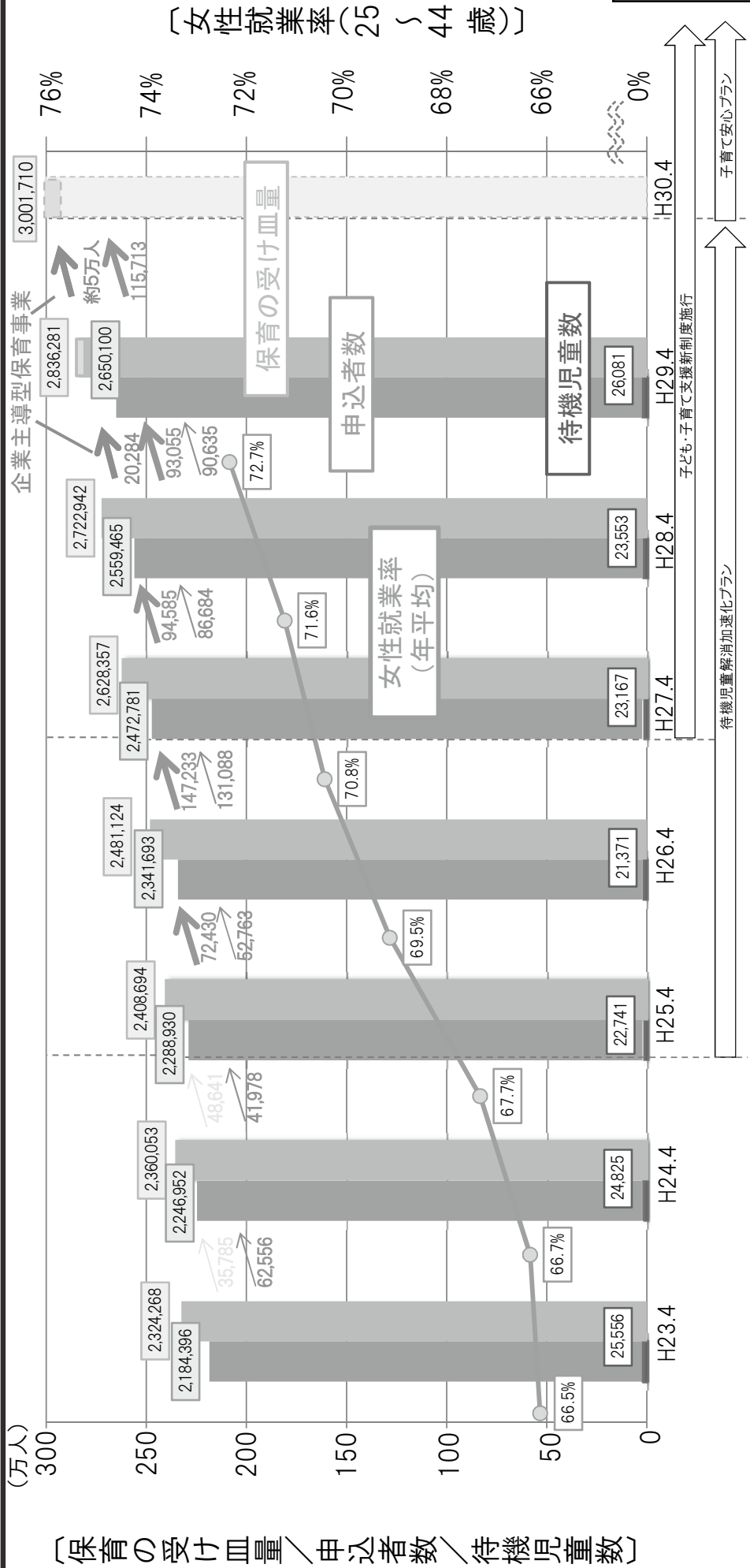
資料 1

【保育の受け皿拡大の状況】

- 各自治体の保育拡大の見直しにより、平成25年度から29年度末までの5年間では、約52.3万人分の拡大を見込んでおり、昨年公表した数値(約48.3万人分)を約4万人分上回る見込み。
- さらに、企業主導型保育事業(平成28年度から実施)の受け皿拡大を約5万人分から約7万人分の上積みした結果を合わせると、平成25年度から29年度末までの5年間で約59.3万人分が拡大できる見込み。

【保育の申込者数、待機児童数の状況】

- 平成28年度における保育の受け皿拡大量は約11.3万人(企業主導型保育事業を含む。)
- 一方、女性就業率(25歳~44歳)は年々上昇し、それに伴い申込者数も年々増加。平成29年4月時点の申込者数は、約265万人で、昨年度と比較して増加(約9.1万人増)。
- 平成29年4月時点の待機児童数は、26,081人。



「子育て安心プラン」

【平成29年6月2日公表】

【待機児童を解消】

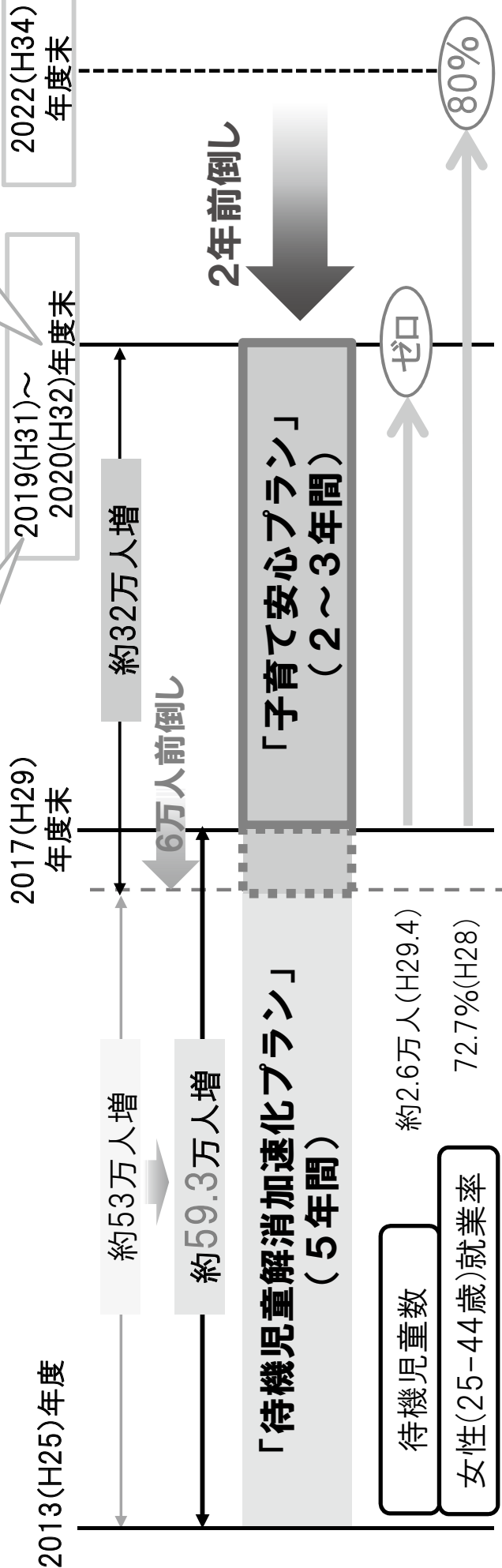
東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保。（遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備。
(参考) スウェーデンの女性就業率：82.5% (2016)

自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保
 (遅くとも3年間で待機児童解消)

2年前倒し、平成32年度末までの3年間で約32万人分の受け皿を整備



資料2

市区町村における待機児童解消の取組状況の「見える化」について

(平成29年12月21日厚生労働省子ども家庭局保育課長通知「子育て安心プラン」の実施方針についてより)

◆「子育て安心プラン実施計画」の作成

- 「子育て安心プラン」参加対象の市区町村は、初めて、市区町村全域に加え、保育提供区域毎に「子育て安心プラン実施計画」(別添)を作成し、遅くとも2020年度末までに待機児童をゼロとする。
- 「0歳、1・2歳、3歳以上」の年齢区分別に「申込児童数(保育ニーズ)」、「利用定員数(整備量)」、「待機児童数」を見込んで計画を作成。
- 申込児童数の見込みについては、保育を必要とするが申込みに至らないケースも含め、潜在的な保育ニーズを的確に把握するため、保育コンシエリジュなどを積極的に活用するよう指導。
- 都道府県は、市区町村の実施計画における保育ニーズの見込み等が適切かどうかを精査。

◆「子育て安心プラン実施計画」の公表

- 「子育て安心プラン実施計画」について、年齢区分別に、2020年度末までの見込・計画数、実績を厚生労働省HPにおいて公表し、市区町村の待機児童解消の取組状況を「見える化」。

子保発 1221 第 1 号
平成 29 年 12 月 21 日

各都道府県 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局保育課長
（公印省略）

「子育て安心プラン」の実施方針について

平素より保育施策の推進につきまして、格別の御尽力を賜り深く感謝申し上げます。

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大については、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成 25 年度から平成 28 年度の 4 年間で、企業主導型保育事業とあわせて、約 42.8 万人分を確保しており、平成 29 年度末までの 5 年間では 59.3 万人分が確保される見込みです。

一方、女性就業率の上昇等に伴い、保育の利用申込者数は年々増加しており、待機児童数も依然として 2 万人を超える水準で推移していることから、平成 30 年度以降、喫緊の課題である待機児童解消のための取組を一層強化し、推進していく必要があります。このため、平成 29 年 6 月に「子育て安心プラン」を策定し、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を 2020 年度末までに前倒しして実施していくこととしています。

今般、「子育て安心プラン」の実施方針（以下、「実施方針」という。）を別添のとおり定めましたので、各地方公共団体におかれては、実施方針に基づき、遅くとも 2020 年度末までの待機児童の解消に向けて取組の強化・徹底を図っていただくようお願いします。

なお、各都道府県におかれては、内容について十分御了知の上、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を含む。）に対して遅滞なく周知いただくようお願いします。

「子育て安心プラン」の実施方針

「子育て安心プラン」を実施するため、以下のとおり実施方針を示す。

1 「子育て安心プラン」を推進するための財政支援の対象となる市区町村

2018年4月1日時点において、

- ①待機児童が1人以上見込まれている市区町村又は
- ②待機児童がいない見込みであっても今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる市区町村

であり、2021年度までの各年度4月1日時点の申込児童数（保育ニーズ）、利用定員数（整備量）及び待機児童数について、市区町村全域及び保育提供区域毎に見込んだ上で、3に定める「子育て安心プラン実施計画」を提出し、遅くとも2020年度末までに待機児童がゼロとなる計画を策定する市区町村とする。

2 財政支援の対象となる事業【調整中】

「子育て安心プラン」を推進するための財政支援の対象となる市区町村は、別に定めるところにより、次に掲げる事業について国の支援を受けることができる。

- (1) 保育所等整備交付金
- (2) 保育所等改修費等支援事業
 - ①賃貸物件による保育所改修費等
 - ②小規模保育改修費等
 - ③認可化移行改修費等
 - ④家庭的保育改修費等
 - ⑤幼稚園における長時間預かり保育改修費等
- (3) 安心こども基金
 - ①保育所緊急整備事業
 - ②賃貸物件による保育所整備事業
 - ③小規模保育整備事業
 - ④小規模保育設置促進事業
 - ⑤家庭的保育改修等事業
 - ⑥認定こども園整備事業

3 「子育て安心プラン実施計画」について

- (1) 「子育て安心プラン実施計画」の作成及び提出（市区町村）

「子育て安心プラン」を推進するための財政支援を希望する市区町村は、別に定める『「子育て安心プラン実施計画」作成要領』（以下「作成要領」という。）に基づき、市区町村全域に加え、保育提供区域毎に「子育て安心プラン実施計画」を作成し、都道府県に提出すること。・・・【様式1-1，様式1-2】

なお、「子育て安心プラン」を推進するための財政支援を希望しない市区町村についても、作成要領に基づき、市区町村全域の「子育て安心プラン実施計画」を作成し、都道府県に提出すること。・・・【様式1-1】

(2) 「子育て安心プラン実施計画」の精査（都道府県）

都道府県においては、市区町村の保育ニーズの見込み及び整備計画が適切であるか確認するため、市区町村から提出のあった「子育て安心プラン実施計画」（様式1-1、様式1-2）について、申込児童数（保育ニーズ）の見込み方等が適切かどうかを精査し、必要に応じて計画に関する指導・助言を行った上で、「都道府県合計表」（様式2）を作成し、各市区町村の「子育て安心プラン実施計画」（様式1-1、様式1-2）と併せて、厚生労働省に提出すること。

なお、都道府県は、申込児童数（保育ニーズ）に対する利用定員数（整備量）について、余裕のある市区町村と不足している市区町村を区分し、市区町村間の広域利用が進むよう調整を行うこと。

(3) 「子育て安心プラン実施計画」の採択通知

厚生労働省は、都道府県を通じて、「子育て安心プラン」を推進するための財政支援を希望する市区町村に対して「子育て安心プラン実施計画」の採択を通知するものとする。

4 その他

提出のあった市区町村全域及び保育提供区域毎の「子育て安心プラン実施計画」については、厚生労働省のホームページを通じて公表することを予定している。

「子育て安心プラン実施計画」作成要領

1 「申込児童数」(保育ニーズ) について

(1) 「申込児童数」の記載範囲

保育の必要性の認定がされた、

- ① 特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く）
- ② 特定地域型保育事業
- ③ 特例保育（へき地保育所）

の各年度4月1日時点の申込児童数（新規申込だけでなく、継続して利用申込をしている児童も含む。）について、2021年度までの見込と実績を、年齢区分（「0歳児」、「1・2歳児」、「3歳以上児」の3区分。以下同じ。）ごとに記載すること。

なお、実績については、「保育所等利用待機児童数調査について」（平成29年3月31日雇児保発0331第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知。以下「保育所等利用待機児童数調査」という。）における申込児童数と一致させること。

(2) 見込方法

翌年度4月1日以降の見込については、

- ・ 就学前児童数について、自然増減（出生率）や社会増減（転入出）の推移を反映するとともに、
- ・ 保育ニーズについて、女性就業率や保育の利用申込者数の推移を反映する

など、地域の実情を踏まえ適切に見込むこと。

特に保育ニーズの把握に当たっては、地域ごとに保護者の利用意向を丁寧に確認することが重要である。このため、保育を必要としているが申込みに至らないようなケースも含めて、潜在的な保育ニーズを的確に把握するため、「保育コンシェルジュ」などを活用しながら積極的に取り組むこと。

また、保護者の多様な働き方が広がっている現状に鑑み、居宅外での労働だけではなく、居宅内での労働も含め、保護者の就労状況についても、きめ細かく把握した上で、必要な保育ニーズを見込むこと。

(3) 検証・分析

毎年度、前年度までの見込と実績のかい離について、以下の要因がそれぞれどの程度影響しているかを精査・分析し、必要に応じて翌年度以降の見込みの見直しを行うこと。

① 就学前児童数の動向

- ・ 大規模マンションの建設による就学前児童数の増加
- ・ 出生数の増加 など

② 保育ニーズの動向

- ・ 女性就業率や共働き世帯割合の増加
- ・ 幼稚園における預かり保育の充実に伴う保育認定子どもの幼稚園利用の増加

- ・保育の必要性の認定事由の明確化、幼児教育無償化の取組、保育所整備の進捗等に
伴う保育の利用意向の上昇 など

2 「利用定員数」(整備量) について

(1) 「利用定員数」の記載範囲

市区町村に所在する以下の①～⑨の施設・事業の各年度4月1日時点の利用定員の総数について、2021年度までの見込と実績を、年齢区分ごとに記載すること。

- ①認可保育所
- ②認定こども園（幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型）における保育認定部分
- ③特定地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（従業員
枠・地域枠）、居宅訪問型保育事業）
- ④特例保育（へき地保育所）
- ⑤企業主導型保育事業（従業員枠・地域枠）
- ⑥地方単独保育事業の補助対象施設
- ⑦認可化移行運営費支援事業の補助対象施設
- ⑧幼稚園における長時間預かり運営費支援事業の補助対象施設
- ⑨一時預かり事業（幼稚園型）を実施する幼稚園であって、保育ニーズにも適切に対応
可能であると認められ、3号認定の受け皿確保策として位置づけられるもの

(2) 見込方法

翌年度4月1日以降の見込については、各年度4月1日時点の申込児童数（潜在的な
保育ニーズを含む。）に対応できる利用定員数（整備量）を確保することを基本としつ
つ、各市区町村の整備実績等の実情に応じて、2020年度末までに必要な利用定員数（整
備量）が確保できる計画を策定すること。

また、全国的には女性就業率（25歳～44歳）は2016年時点で72.7%のところ、2021
年度以降も上昇を続け、2022年度末時点において80%の水準になると見込まれるが、
市区町村によっては、伸び方が更に上振れすることも想定される。このような場合の保
育ニーズにも対応出来るよう、各市区町村においては、2022年度末時点で必要となる
整備を前倒しして2020年度末までに計画的に進めること。

(3) その他

利用定員数（整備量）を確保するに当たっては、新規園の創設だけではなく、既存
建物の活用（賃貸方式による受け皿整備や幼稚園の活用など）についても積極的に検
討すること。

3 利用児童数について

(1) 「利用児童数」の記載範囲

利用児童数の実績については、

- ①特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く）
- ②特定地域型保育事業
- ③特例保育（へき地保育所）

の各年度4月1日時点の利用児童数（私的契約児は含まない。）の総数を年齢区分ごとに記載することとし、「保育所等利用待機児童数調査」における①から③の利用児童数と一致させること。

4 待機児童数について

(1) 「待機児童数」の記載範囲

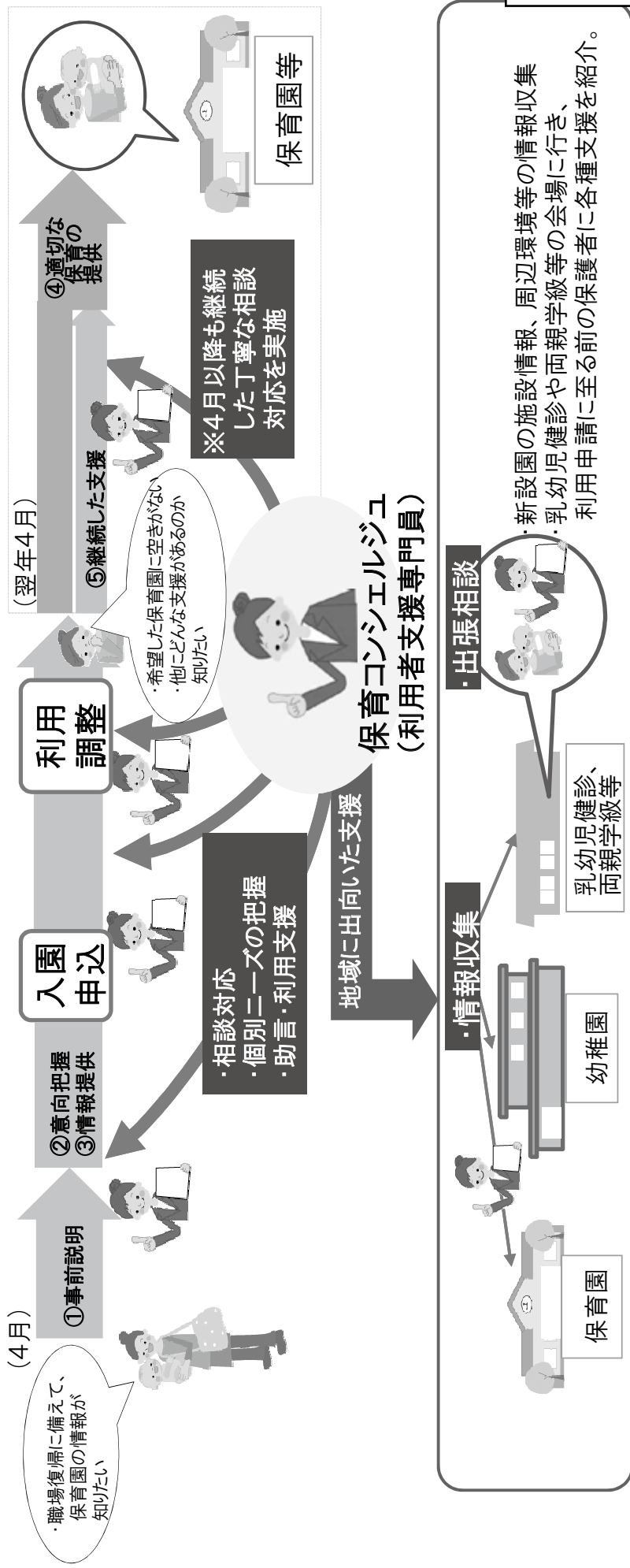
待機児童数の実績については、「保育所等利用待機児童数調査」における待機児童数を年齢区分ごとに記載すること。

(2) 見込方法

翌年度4月1日以降の見込については、年齢区分ごとに申込児童数（保育ニーズ）と利用定員数（整備量）を踏まえて見込むこととし、遅くとも2021年4月1日までに待機児童をゼロとすること。

保育コンシエルジュを活用した保護者に「寄り添う支援」の実施

- 保育園等の利用に当たっては、①入園申込時期以前の事前説明、②面談、電話連絡等による保護者の状況や意向の把握、③利用可能な保育園等の情報提供、④保護者のニーズに応じた適切な保育の提供、⑤入園に至らなかった場合における継続した支援を行うことが重要。
- こうした保護者に「寄り添う支援」を行う市町村を支援するため、利用者支援事業(保育コンシエルジュ)を創設し、段階的に事業を拡充。
- 利用者支援事業(保育コンシエルジュ)の拡充内容
 - 平成25年度 創設
 - 平成28年度 相談窓口の開所時間延長(夜間、休日加算の創設)
 - 平成29年度 出張相談の実施(出張相談支援加算の創設)
 - 平成30年度 業務が集中する時期に重点的に実施可能となるよう運用を見直し



保育所等の整備の推進

平成29年度補正予算 643.0億円
 保育所等整備交付金 548.4億円
 保育所等改修費等支援事業 94.7億円

[趣旨]

- 平成29年6月に発表した「子育て安心プラン」について、若い世代の子育てへの安心を確かなものとするため、女性就業率8割に対応できる約32万人の保育の受け皿整備を前倒しし、32年度末までの3年間で整備
- 保育の受け皿の整備を確実に進めるため、「子育て安心プラン」による保育の受け皿拡大のうち3万人分を前倒しし、施設整備等を進めるための経費を補正計上

[実施主体] 市区町村

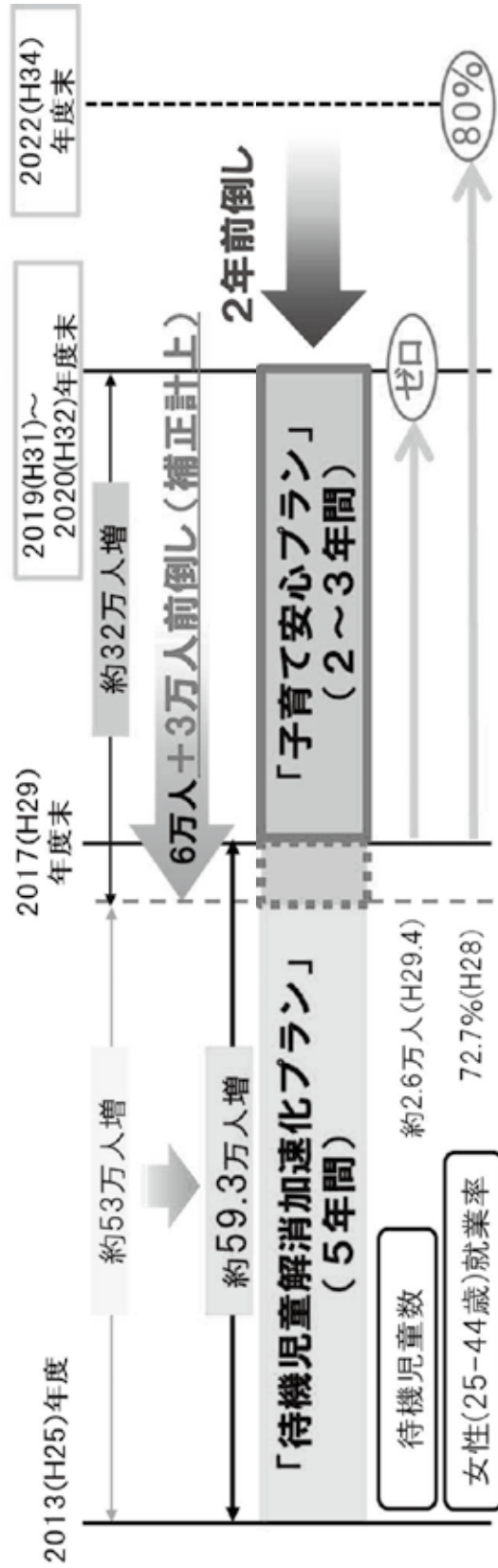
- **保育所等整備交付金(保育所緊急整備事業、小規模保育整備事業、保育所等防音壁整備事業、防犯対策強化事業)**
 保育所等、小規模保育事業所の創設、増築、老朽改築等に係る費用の一部支援

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施(1/2 → 2/3)

- **保育所等改修費等支援事業**

保育所等、小規模保育事業所の創設、定員の拡大、老朽化に伴う改修等に係る費用の一部支援

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施(1/2 → 2/3)



保育園等整備交付金

(平成29年度予算) (平成30年度予算案)
564.0億円 → 663.7億円

【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強かに支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育園等の整備を推進する。

【対象事業】

- ・ 保育園緊急整備事業
- ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 保育園防音壁設置事業

【実施主体】 市町村(特別区含む。)

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(公立施設を除く)

【補助割合】 1/2(子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は2/3)

民有地マッチング事業

拡 充

(保育対策総合支援事業費補助金 平成30年度予算案 381.4億円の内数)

【事業内容】

土地等所有者と保育園整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

また、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や専任の担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起しを行う市町村について支援の拡充を図る。

【実施主体】都道府県、市町村

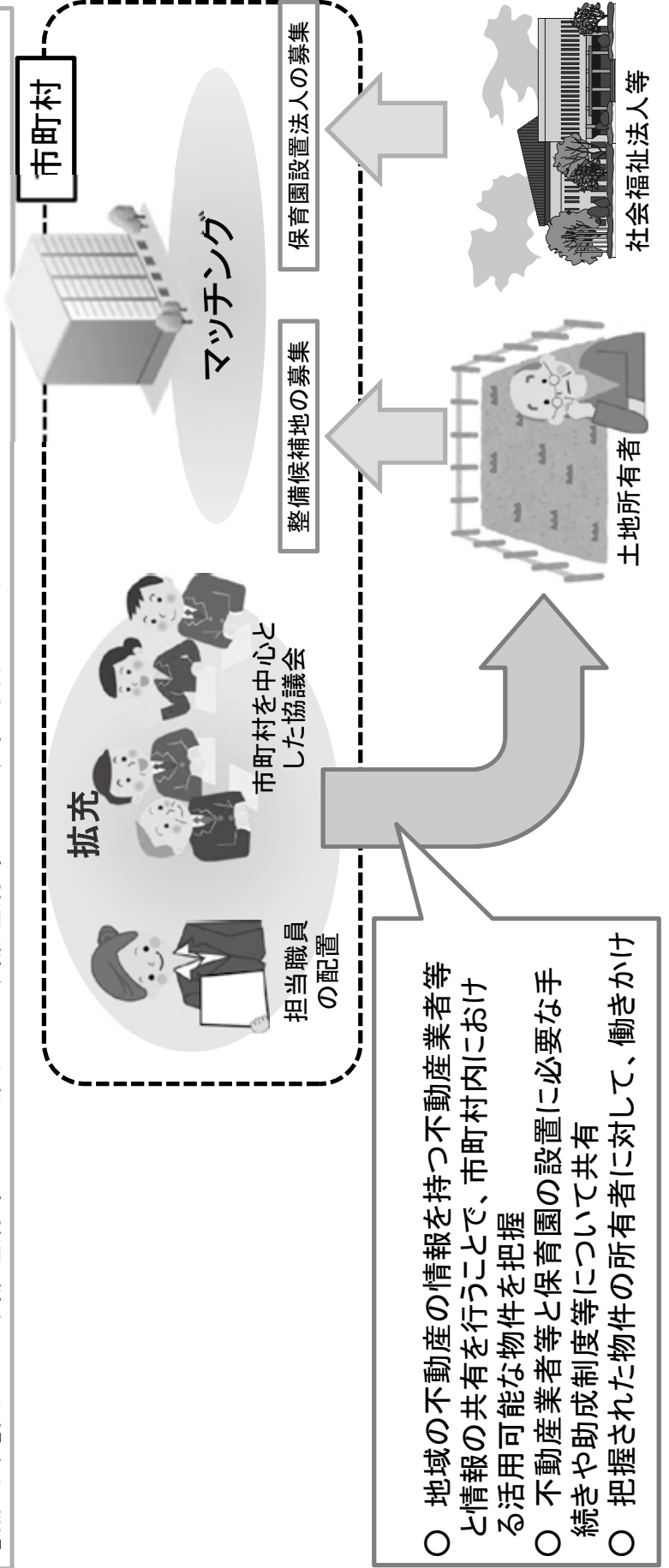
【補助基準額】 マッチング事業費

整備候補地の掘り起し強化【拡充】

コーディネーターの配置経費

- 1 自治体当たり 550万円
- 1 自治体当たり 450万円
- 1 か所当たり 440万円

【補助率】国1/2、都道府県1/2(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)



「医療的ケア児保育支援モデル事業」について

30年度予算案：保育対策総合支援事業費補助金 381億円の内数

1 事業概要

保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

〈対象事業〉

- ・都道府県等において、医療的ケア児の受け入れを行う保育所等に、認定特定行為業務従事者である保育士又は看護師等（看護師、准看護師、保健師、助産師）を配置
- ・保育士が認定特定行為業務従事者となるための研修受講を支援
- ・配置された保育士又は看護師等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等を配置
- ・その他、医療的ケア児の受け入れに資するもの

2 事業の対象

(1) 対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童

(2) 対象施設

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

3 補助単価等

実施主体：都道府県・市町村

予算か所数：60か所（平成29年度応募自治体数23市町村）

補助単価：1か所当たり730万円（看護師等を配置して医療的ケアを行う場合）

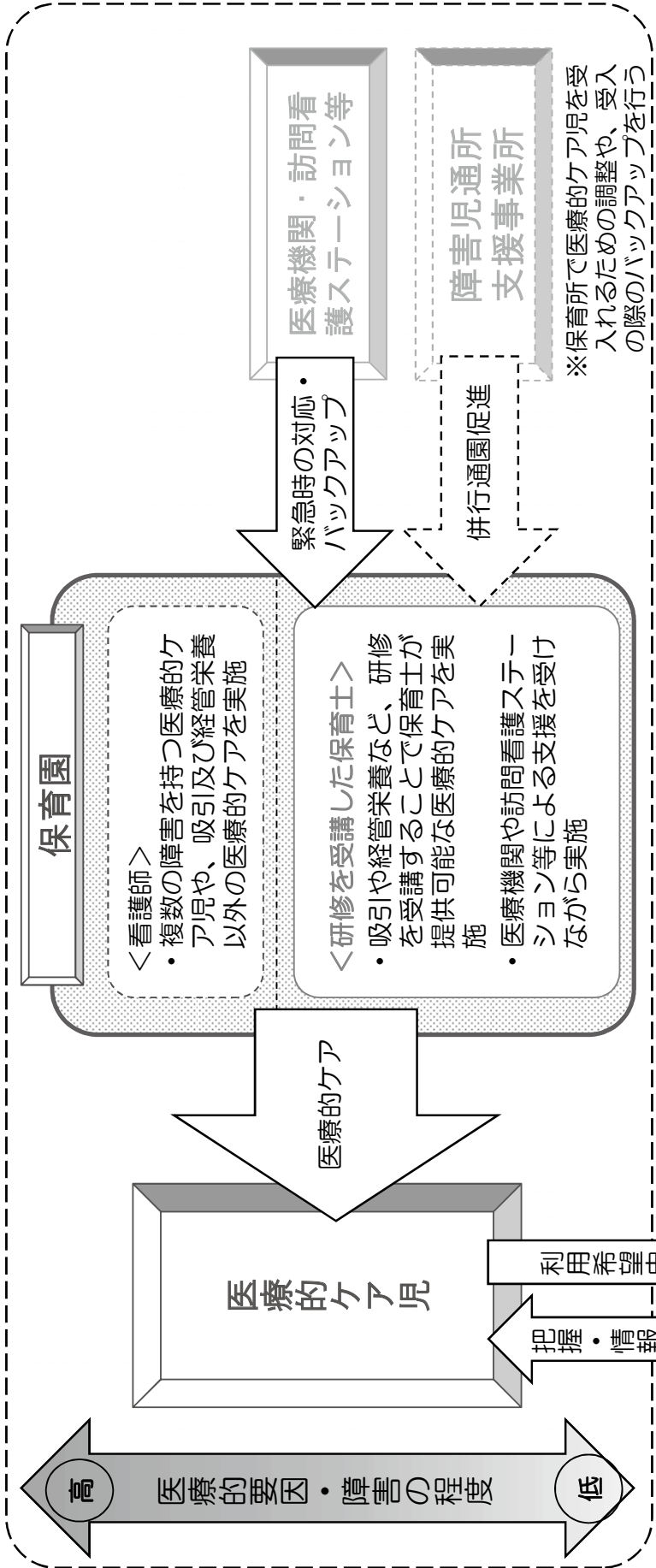
1か所当たり670万円（看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合）

補助率：国1/2、都道府県・指定都市中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

保育園における医療的ケア児の受入体制について

- 市町村において、新生児訪問や保育コンシェルジュ等を活用して、医療的ケア児の保育ニーズを適切に把握
- 医療的ケア児の受入れについては、検討会等を設け、受入れの可否や支援内容を検討。
- 医療的ケア児については、研修を受講した保育士が、医療機関や訪問看護ステーションの支援を受けながら提供
※吸引や経管栄養以外の医療的ケアなど、保育士による対応ができないケースについては、看護師が対応



市町村

<ニーズ把握>

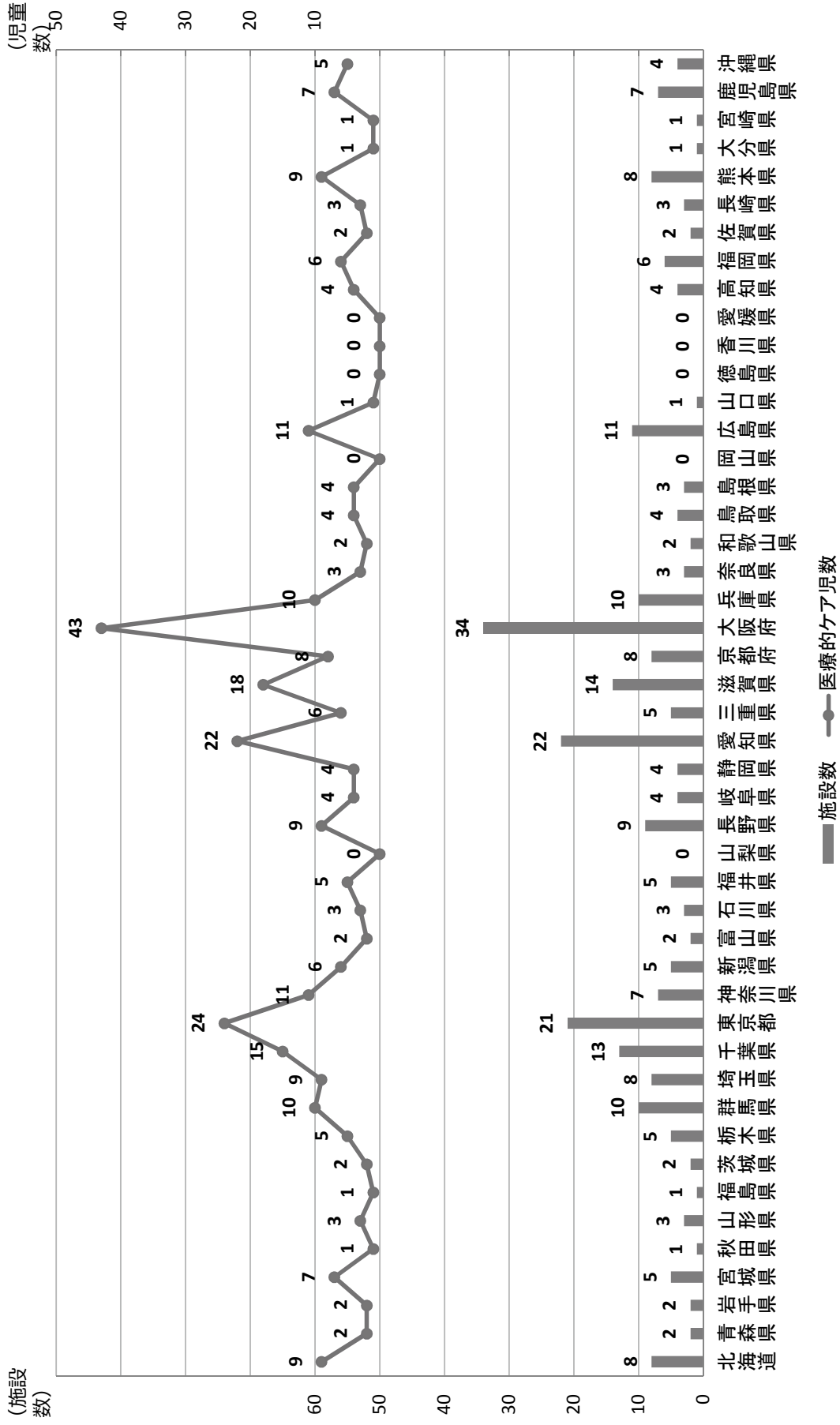
- 新生児訪問や保育コンシェルジュ等を活用して、医療的ケア児を把握
→必要に応じて、保育所の利用について情報提供

<検討会等の設置・支援計画の作成>

- 検討会等を設け、利用希望の医療的ケア児について、受入の可否の判断をとともに、保育園や医療機関等と連携し、支援計画を作成

平成28年度 保育所における医療的ケア児の受入状況

平成28年度の施設数・医療的ケア児数は273か所、304人。大阪府が施設数・医療的ケア児数ともに最も多く、34か所、43人（東京都は21か所、24人）。山梨県・岡山県・徳島県・香川県・愛媛県の5県については施設無し。



家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業【新規】

平成30年度予算案0.2億円

(保育対策総合支援事業費補助金 381億円の内数)

【事業内容】

市区町村単位で、複数の家庭的保育事業者及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行うことができる体制の整備を図るためのモデル事業を実施する。

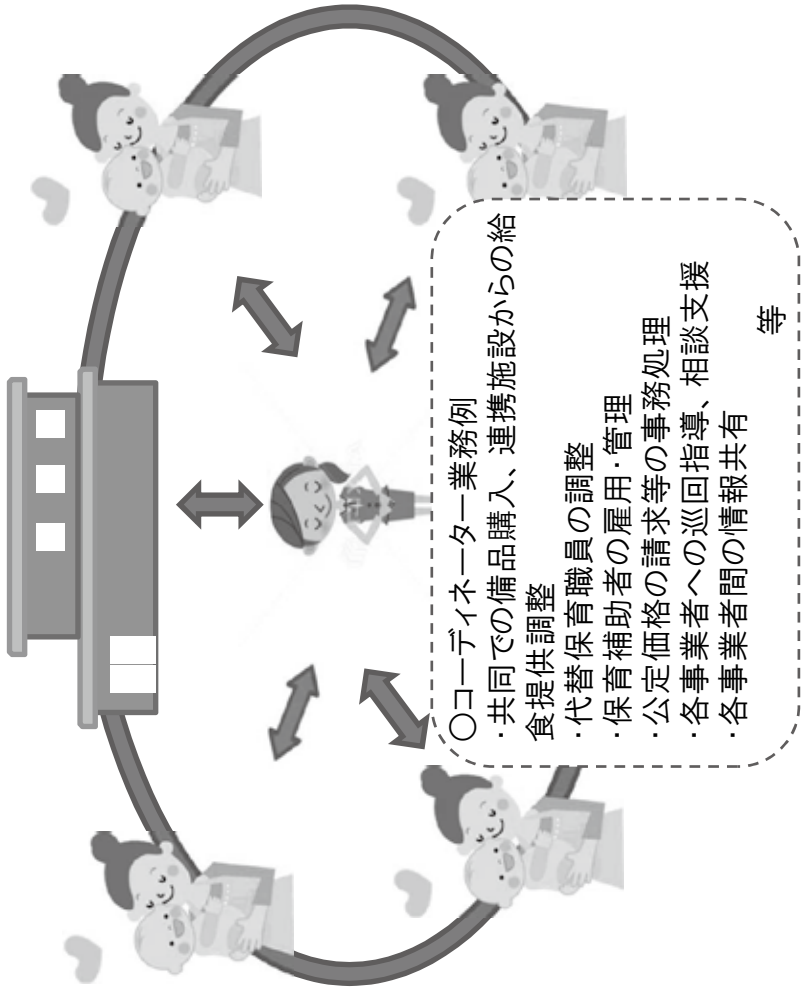
コンソーシアム（共同事業体）に、連絡調整、保育環境の整備等を行うコンソーシアムコーディネーター（仮称）を配置するための費用の補助を行う。

モデル事業を実施することにより、実施にあたっての問題点を明らかにするとともに、得られるノウハウを蓄積し、全国展開を図る仕組みを構築することを旨とし、家庭的保育事業の更なる普及を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助率】 国 1/2 都道府県 1/4 市区町村 1/4

【補助単価】 1自治体当たり年間8,180千円



○ コンソーシアムコーディネーター配置により、現在、保育ママが抱える不安や課題の解消を図る。

(不安・課題)

- ・経営的不安(利用者の確保、補助者の雇用・管理)
- ・孤立化、密室化
- ・保育ママの病気や休暇取得時の代替保育確保の困難さ
- ・公定価格の請求、保育料徴収、自治体への報告書作成、税務申告書類作成など事務処理の煩雑さ
- ・連携施設の確保
- ・自園調理



保育ママが保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業に参入しやすくなり、更なる保育ママの普及・質の向上を図ることが可能になる。

資料12

広域的保育園等利用事業

拡 充

(保育対策総合支援事業費補助金 381.4億円の内数)

【事業内容】

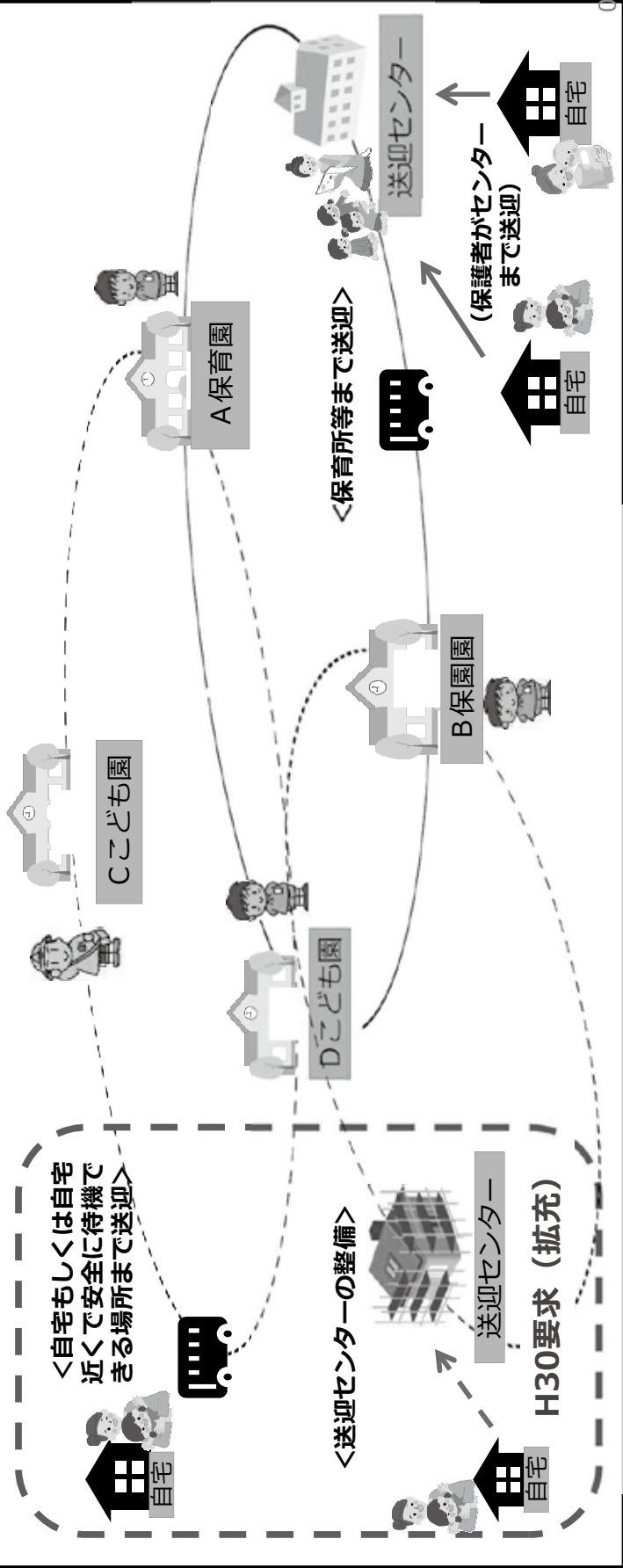
自宅から遠距離にある保育園等の利用を可能にするため、保護者にとって利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置する子ども送迎センターから、原則、各保育園等の保育士等が付き添いのもと送迎バス等により送迎する場合一、園庭で十分な活動ができていないおそれがある保育園等について、遠距離にある公園まで児童を送迎する場合に、送迎の実施に要する費用の一部を補助する。また、送迎バスが子ども送迎センターを経由せず、直接複数の利用者の自宅又は自宅近くの安全に待機できる場所のみを経由する場合や、送迎センターを設置するための改修経費についても補助対象とするよう、事業内容の拡充を図る。

【実施主体】 市町村

【補助率】 1 / 2 (国 1 / 2、市町村 1 / 2)

【補助単価】 ①従来型 保育士等雇上費 500万円、運転手雇上費 500万円、事業費 1,000万円
 ②直接送迎型 (拡充) 保育士等雇上費 500万円、運転手雇上費 500万円、事業費 100万円
 ※この他、バス等購入費 1,500万円 (又は借上費750万円)
 ③送迎センターの改修 (拡充) 720万円

〈事業の概要〉



働く人のための保育の提供に取り組み組む企業に対する税制上の優遇措置の創設

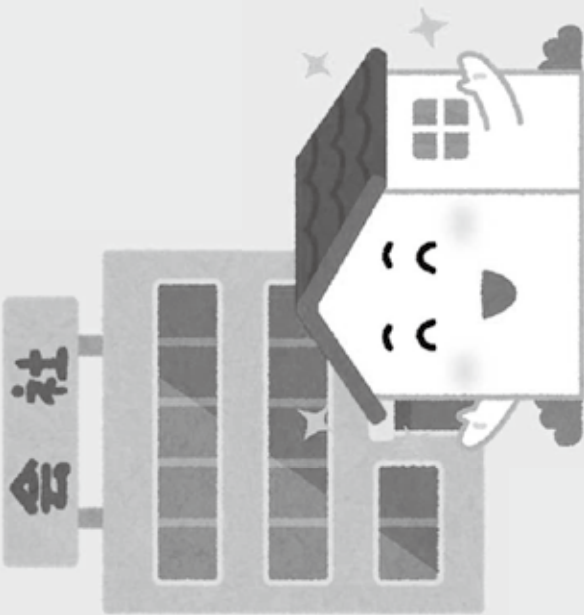
(所得税、法人税)

1. 大綱の概要

個人又は法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができることとする。

2. 制度の内容

2018年度～2019年度に
企業主導型保育施設を新設・増設



減価償却資産

① 企業主導型保育施設の建物等



② 幼児遊戯用構築物等

- ・遊戯用の構築物
- ・遊戯具
- ・家具
- ・防犯設備



3年間の割増償却

普通償却費

+

普通償却限度額の12%
(建物等及び構築物は15%)

府子本 809号
29初幼教第9号
子保発0929第1号
平成29年9月29日

各都道府県私立学校主管部（局）長
各都道府県民生主管部（局）長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市民生主管部（局）長

殿

内閣府子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）
（公印省略）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
（公印省略）
厚生労働省子ども家庭局保育課長
（公印省略）

保育士等の子どもの優先入所等に係る取扱いについて

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「「子育て安心プラン」について」（平成29年6月2日付け事務連絡）においてお示しした「6つの支援パッケージ」については、各都道府県又は各市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行っている保育関連業務に係る内容が盛り込まれています。今般、本内容の一部に係る具体的な留意事項等下記のとおりお示ししますので、内容を十分御了知の上、貴管内の市町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

記

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項に規定する利用調整を行うに当たっては、保育園等の利用に係る優先度を踏まえるため、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成 26 年 9 月 10 日付け府政共生第 859 号・26 文科初第 651 号・雇児発 0910 第 2 号内閣府・文部科学省・厚生労働省通知。以下「留意事項通知」という。）第 2 の 7 で示している「優先利用に関する基本的考え方」等を踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られるところである。

これまでも留意事項通知において、保育人材の確保・育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、市町村の判断により、保育士、幼稚園教諭、保育教諭（以下「保育士等」という。）の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる旨示しているが、保育士等の子どもの保育園等への入園の可能性が大きく高まるような点数付けを行い、可能な限り速やかに入園を確定させることは、

- ・当該保育士等の勤務する保育園等が早期に当該保育士等の子どもの入園決定を把握して当該保育士の職場への復帰を確定させ、利用定員を増やすことを可能にし、保育の受け入れ枠の増加に大きく寄与するとともに、
- ・保育士等が妊娠・出産後、円滑に職場復帰できる環境を整えることにより、高い使命感と希望をもって保育の道を選んだ方々が、仕事と家庭の両立を実現しながら、将来にわたって活躍することが可能となり、保育士の処遇の改善にも大きな効果が見込まれることから、待機児童の解消等のために保育人材の確保が必要な市町村においては、このような取組を行うよう努めること。

その際、市町村と都道府県が連携の上、平成 27 年度補正予算で創設された未就学児を持つ保育士等に対する保育料の一部貸付事業の周知を徹底し、当該事業を積極的に活用した人材確保に取り組むこと。

また、以下のような事例について、市町村によって対応にばらつきがみられることから、以下の点についてもあわせて留意すること。

- (1) 保育士等が勤務している保育園等については、一律に当該保育士等の子どもを入園させない取扱いとしている市町村がみられるが、保育士等が勤務する保育園等に当該保育士等の子どもが入園できる環境を整えることは、保育士等の仕事と家庭の両立の実現や長期的な就業継続に大きく寄与することから、扱いに差を設けず、他の保育園等の場合と同様に入園の対象とすること。なお、その際、必要に応じて、当該保育士等の子どもを当該保育士等以外の者が担任を務めるクラスに入園させる等の配慮を行うことも考えられる。
- (2) 保育士等の子どもの優先利用の実施に当たっては、

- ・市町村の圏域を超えた利用調整の実施を行っていない市町村や
- ・市町村の圏域を超えた利用調整は実施しているものの、当該保育士等の市町村内の保育園等への勤務を条件としている市町村

が相当数存在するが、保育士等の中には、その居住する市町村以外の市町村に所在する保育園等に勤務する者も多数存在しており、当該保育士等について、その居住する市町村内の保育園等への勤務を条件とせずに市町村の圏域を超えた利用調整を行うことで、より多くの保育士等の職場への復帰が可能となり、当該市町村における待機児童の解消にも、広域的な待機児童の解消にも大きな効果が見込まれることから、こうした利用調整が行われるよう、積極的に各市町村間で協定を結ぶ等の連携・調整を行うこと。

なお、保育士等に限らず、市町村の圏域を超えた利用調整の実施については、「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて（通知）」（平成27年2月3日府政共生第98号・雇児発0203第3号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を踏まえ、所在地市町村において、他市町村に居住する住民の利用に関する優先度の取扱いに基づき、調整をお願いしているところであるが、居住する市町村以外の市町村に所在する保育園等への入園を希望する住民が一定数存在し得ることに鑑み、市町村の圏域を超えた利用調整がなされるよう、積極的に各市町村間の連携・調整に努めること。また、その際、各都道府県においても、その域内に所在する市町村の担当者が参集して広域的な利用調整に向けた協議を行うことが可能となる場を提供するなど、積極的に広域調整の役割を果たすこと。

子保発 1018 第 1 号
国 都 計 第 7 5 号
国 住 街 第 1 1 5 号
平成 2 9 年 1 0 月 1 8 日

各都道府県 各指定都市
児童福祉所管部（局）長 殿
都市計画行政担当部長 殿
特定行政庁 殿

厚生労働省 子ども家庭局 保 育 課 長

(印影印刷)

国土交通省 都 市 局 都市計画課長

(印影印刷)

住 宅 局 市街地建築課長

(印影印刷)

大規模マンションにおける保育施設の設置促進について

平素より児童福祉行政、都市計画・建築行政に関するご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

子育て安心プラン(平成 29 年 6 月 2 日) (別紙 1) においては、

「○大規模マンションでの保育園の設置促進

- ・容積率緩和の特例措置を活用したマンション建設時の保育施設併設のモデル事例を地方自治体に周知する。
- ・さらに、容積率緩和の特例措置を活用して建設される大規模マンションにおいて保育施設の適切な確保が図られるよう地方自治体に要請する。」

とされたところです。

これを踏まえ、容積率緩和の特例措置を活用したマンション建設時の保育施設等併設のモデル事例等について、別紙2のとおり取りまとめましたので、保育施設等併設を促進する際の参考として頂きますようお願いいたします。

また、子育て安心プランの内容に則し、容積率緩和の特例措置を活用して建設される大規模マンションにおいては、下記事項に留意し、保育施設の適切な確保を図って頂きますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村（指定都市を除く）に対しましても、本通知を周知頂きますようお願いいたします。

記

- (1) 容積率緩和の特例措置を活用しようとする大規模マンションの建設時には、特に保育施設に対する局所的な需要増が生じる可能性があることから、周辺地区の状況を含めた保育施設の必要性の有無、必要な規模等について検討し、建設に関する都市計画の立案時点や、総合設計制度等の許可申請時点から、都市計画部局、建築部局及び保育部局で連携し、情報共有に努めること。
- (2) 検討の結果、需要増により新たな保育施設の確保が必要と見込まれる場合には、必要に応じて、保育施設の設置を都市計画の内容や総合設計制度の許可条件として反映し、その適用が図られるように検討すること。
- (3) 当該大規模マンションの開発を行う事業者に対し、児童福祉政策の観点から保育施設の確保の必要性を示し、保育施設の設置を要請するとともに、必要に応じて、モデル事例について情報提供すること。
- (4) 保育施設に係る容積率緩和の特例措置の適用に当たっては、当該施設の性質上、その需要が入居者及び周辺住民の年代構成に左右されることに鑑み、将来、保育施設の需要が減少した場合に許容されうる用途変更の範囲について、あらかじめ示しておくことが考えられること（別紙3）。

以上

担当・問合せ先

厚生労働省 子ども家庭局 保育課 坪井

TEL：03-5253-1111（内4852）

国土交通省 都市局 都市計画課 尾本

TEL：03-5253-8111（内32642）

住宅局 市街地建築課 石井

TEL：03-5253-8111（内39633）

「子育て安心プラン」【平成29年6月2日公表】

別紙1

【待機児童を解消】

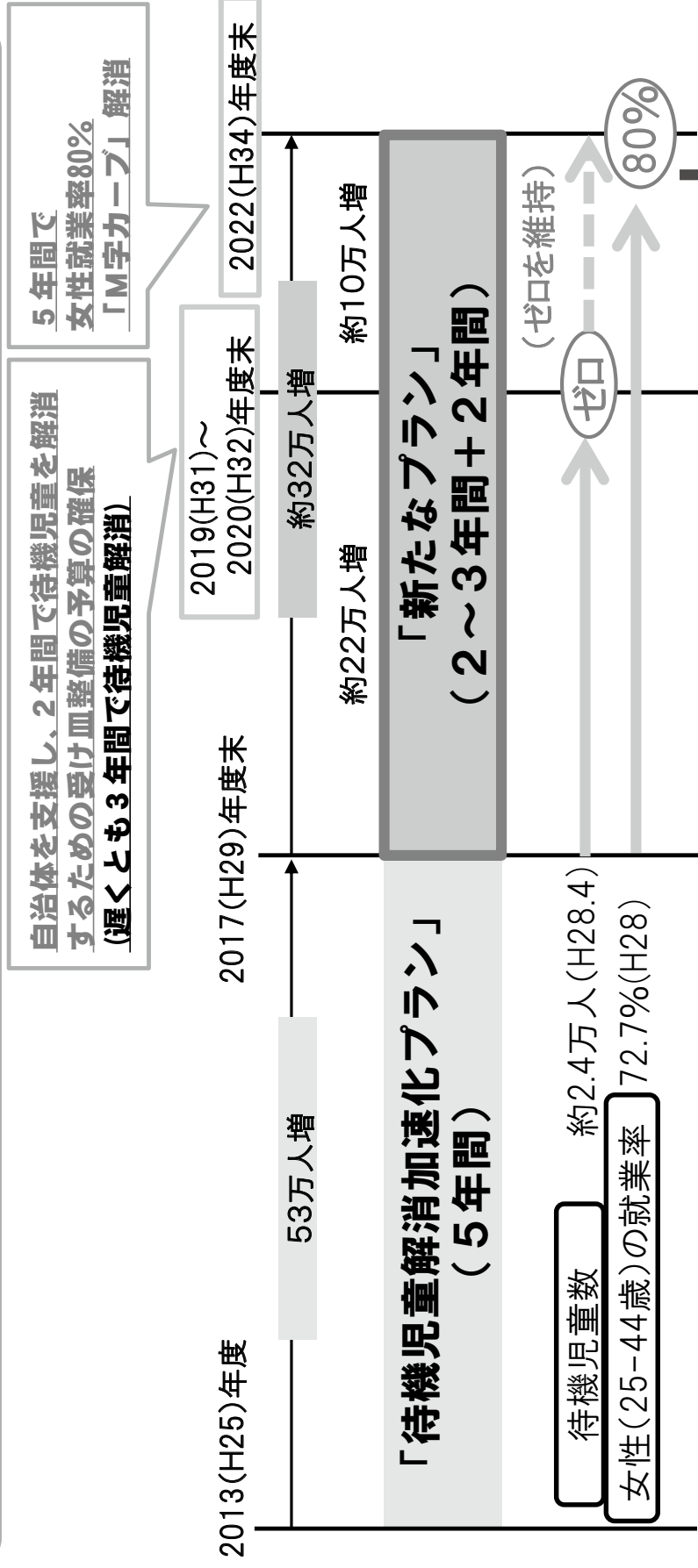
国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保。

(遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消)

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備。

(参考)スウェーデンの女性就業率:82.5%(2013)



※約32万人分の受け皿整備を2年前倒し (平成29年9月25日総理会見)

6つの支援パッケージの主な内容

1 保育の受け皿の拡大

～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～

- ・都市部における高騰した保育園の賃借料への補助
- ・大規模マンションでの保育園の設置促進
- ・幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進
- ・企業主導型保育事業の地域枠拡充など
- ・国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用
- ・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保
- ・市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- ※市区町村における待機児童対策の取組状況（受け皿拡大量、各年4月1日の待機児童数等）を市区町村ごとに公表。
- ・保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- ・広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進

2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

～保育補助者を育成し、保育士の業務負担を軽減する～

- ・処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築
- ・保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充
- ・保育士の子どもの預かり支援の推進
- ・保育士の業務負担軽減のための支援

3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

～更なる市区町村による保護者支援を行う～

- ・「保育コンシエルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大
- ・待機児童数調査の適正化

4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

～認可外保育施設を中心とした保育の質を確保する～

- ・地方単独保育施設の利用料支援
- ・認可外保育施設における事故報告等と情報公表の推進
- ・災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大

5 持続可能な保育制度の確立

- ・保育実施に必要な安定財源の確保

6 保育と連携した「働き方改革」

～二一ズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～

- ・男性による育児の促進
- ・研究会を開催し育児休業制度の在り方を総合的に検討

1 保育の受け皿拡大

新 〇都市部における高騰した保育園の賃借料への補助【29年度予算】

賃借料の高騰により、公定価格における賃借料加算と大きく乖離している地域における保育園等の設置支援として、保育対策総合支援事業費補助金により、実際の賃借料と公定価格における賃借料加算との差額の一部を支援する。

〇大規模マンションでの保育園の設置促進

- ・ 容積率緩和の特例措置を活用したマンション建設時の保育施設併設のモデル事例を地方自治体に周知する。
- ・ さらに、容積率緩和の特例措置を活用して建設される大規模マンションにおいて保育施設の適切な確保が図られるよう地方自治体に要請する。

新

〇固定資産税減免の普及【29年度税制改正】

(1) 保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨の明確化

保育園等の用地確保に困難を抱える自治体において、土地提供のインセンティブの一つとして、補助金など他の施策に加え、土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免を検討することは可能である旨を通知等により周知し、保育園等のための土地の確保に取り組み自治体を支援する。

(2) 保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置を自治体に対して普及する。

新

国土交通省
別紙2

容積率緩和の特例措置を活用したマンション建設時の保育施設等の併設事例

所在地	地区名等 (竣工年月日)	緩和手法	緩和後の容積率 (指定容積率)	住戸数	併設保育施設等	住宅以外の 併設用途
埼玉県 川口市	川口金山町12番 (H26.3)	高度 利用地区	350% (200%)	約360戸	保育所 定員:112名	事務所 店舗
東京都 港区	浜松町一丁目地区 (H31.5予定)	高度 利用地区	900% (600%)	約560戸	保育所 定員:40名	事務所 店舗
東京都 文京区	春日・後楽園駅前地区 (H33.11予定)	高度 利用地区	850%/950%/600% (600%)	約770戸	保育所(予定) 定員:未定	事務所 店舗
東京都 品川区	目黒駅前地区 (H29.11予定)	高度 利用地区	896%, 550% (300%/500%/700%)	約940戸	保育所 定員:120名	事務所
東京都 豊島区	東池袋四丁目地区 (H33予定)	高度 利用地区	600%/1,000% (300%/400%/600%)	約230戸	保育所(予定) 定員:約60名	事務所 店舗
兵庫県 明石市	明石駅前南地区 (H29.3)	高度 利用地区	700% (600%)	約220戸	保育所 定員:38名	市役所窓口 図書館
東京都 中央区	勝どき五丁目地区 (H28.12)	再開発等 促進区	1070% (400%)	約1,440戸	保育所 定員:45名	事務所 店舗
東京都 中央区	勝どき六丁目地区 (H20.1)	再開発等 促進区	960% (400%)	約2,800戸	保育所 定員:45名	店舗
大阪府 大阪市	—※	総合設計 制度	500% (300%)	約260戸	キッズルーム 63㎡	—
兵庫県 神戸市	—※	総合設計 制度	230% (200%)	約250戸	遊び場(プレイロット) 925㎡	—

※個別のマンション名のため非掲載。国の総合設計許可準則(以下「準則」という。)で示す保育所等以外の保育施設について容積率を緩和した事例。 1

保育施設等の併設を公共貢献として評価する運用基準等の例

1. 都市計画諸制度

自治体名	運用基準等の名称	容積緩和の手法	保育施設に係る容積率緩和の内容
東京都	新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針等	高度利用地区 特定街区 再開発等促進区	保育施設等の子育て支援施設の床面積に応じて容積率を緩和。
福岡市	福岡市都心部機能更新誘導方策	再開発等促進区	同上

2. 総合設計制度(国の準則で示す保育所等以外の保育施設について容積率を緩和した事例)

自治体名	運用基準等の名称	国の準則で示す保育所等以外の保育施設に係る容積率緩和の内容
大阪市	大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準	大阪市子育て安心マンションの認定を受ける共同住宅の一定のキッズルーム等について、当該施設に供する部分の容積率を緩和。
神戸市	神戸市総合設計制度許可取扱要領	こっぺ子育て応援マンションの認定基準を満たした遊び場(プレイロット)について、公開空地に準ずる空地として扱い、容積率を緩和。

大規模マンションの建設に際し保育施設等の併設を求める条例等の例

自治体名	条例の名称	対象となる規模	内容
東京都 台東区	大規模マンション等の建設における保育所等の整備に係る事前届出等に関する条例	・共同住宅で総戸数100戸以上 ・敷地面積2,000㎡以上 又は延べ面積1万㎡以上	保育施設等の設置が必要と認められる場合、整備の協力を要請。
東京都 世田谷区	世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例	・住戸専用面積が40㎡以上の住戸の数が50以上 ・住宅の用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡以上	建築の届け出前に、子育て施設等の設置について協議を行わなければならない。

子育て支援施設や元気高齢者の交流施設の整備の促進(東京都)

平成29年3月30日改定、同年4月1日施行

都市開発諸制度活用方針等の改定について (東京都)

- 容積率割増しの評価を受けた子育て支援施設※1について、将来の地域における子育て支援施設の需
要や区市町との協議を踏まえ、他施設への転用を可能とします。
- 元気高齢者の交流施設※2を容積率の割増しの評価対象とします。

	改定項目	改定前	改訂後
子育て支援施設	容積率割増しの評価を受け た施設の他施設への転用	子育て支援施設又は高 齢者福祉施設※3	将来の子育て支援施設の需 要を踏まえ、区市町との協 議により定められた施設への転 用を可能とする
高齢者向け施設	容積率割増しの評価対象	高齢者福祉施設	高齢者福祉施設及び元気高 齢者の交流施設

【改定する東京都の都市開発諸制度】

- 特定街区、高度利用地区、再開発等促進区を定める地区計画、総合設計許可

※1：保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、その他これらに類する施設
 ※2：ふれあいサロンや老人クラブなど元気高齢者の活動拠点となる、区市町との協議を踏まえて設ける施設
 ※3：特別養護老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護施設、小規模多機能型居宅介護施設、その他これらに類する施設

事務連絡
平成 29 年 12 月 28 日

各都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度担当課 御中
保育担当課

内閣府子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）
厚生労働省子ども家庭局保育課

多様な働き方に応じた保育所等の利用調整等に係る取扱いについて

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、保護者の多様な働き方が広がっている現状に鑑み、保育所等の利用調整に関して、具体的な留意事項等下記のとおりお示ししますので、内容を十分御了知の上、貴管内の市町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

記

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項に規定する利用調整を行うに当たっては、保育所等の利用に係る優先度を踏まえるため、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成 26 年 9 月 10 日付け府政共生第 859 号・26 文科初第 651 号・雇児発 0910 第 2 号内閣府・文部科学省・厚生労働省通知。以下「留意事項通知」という。）等を踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られるところである。

留意事項通知第 2 の 1 の（2）のアの（イ）において、「就労の形態については、居宅外での労働のほか、居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること（自営業、在宅勤務等）も対象とする」と示しているところ、多様な働き方が広がっていることに鑑み、それぞれの保護者の就労状況をきめ細かく把握し、実態に応じた取扱いが可能となるような点数付けが望ましいことから、以下の点に留意すること。

(1) 居宅内での労働と居宅外での労働について、一律に点数に差異を設けている市町村がみられるが、居宅内で労働しているからといって、必ずしも居宅外での労働に比べて仕事による拘束時間が短い、子どもの保育を行いやすいというわけではないことから、居宅内での労働か、居宅外での労働かという点のみをもって一律に点数に差異を設けることは望ましくなく、

- ・ 就労時間、休憩時間や移動時間等の詳細な実態
- ・ 店頭に立っている、打ち合わせ等で取引先の職場に赴いている等、具体的な就労場所
- ・ 危険な行為を伴う、集中して行う必要がある等、実際の仕事の内容・性質

等を見て、個々の保護者の就労状況を十分に把握した上で判断すべきであること。

(2) 留意事項通知第2の7の(2)のウの⑥において、「育児休業を終了した場合」について優先利用の対象として考えられる旨示しているが、自営業で育児休業制度の利用が困難である等の理由で、育児休業という形ではないが、育児に伴って休業する保護者も存在するところ、当該保護者についても育児休業中の保護者と同様に取り扱っている市町村もみられるため、このような取扱いに取り組むこと。

(3) 保護者が取引先の理解を得て子どもを取引先の職場に連れて行くケースなど、保護者が必要に迫られてその子どもを居宅外で保育している場合について、一定程度子どもを保育できている状態であるとして点数付けにおいて減点対象としている市町村がみられるが、当該保護者はやむをえず子どもを居宅外で保育している状態であるところ、こうした場合を保育の優先順位が低いと捉えて一律に不利な点数付けを行うことは不適切であること。

(4) 保護者の就労状況の実態を把握するに当たっては、保護者からの申告内容と就労実態が一致しているか等を確認するために保護者に対しスケジュール表や確定申告書、請負契約書等各種書類の提出を求めることが考えられるが、自営業や在宅勤務等を行っている保護者については、会社勤務や在宅外労働をしている保護者と比べて提出を求められる書類が多岐にわたる傾向がみられるため、

- ・ 働き方に応じて提出書類が異なる場合は、必要な提出書類について、保育所等の利用申込みについての手引き・パンフレット等に具体的に提示するなど詳細に記載する、説明会の際に明示的に説明する等、十分な周知に努めること
- ・ 勤務実態や給与等を報告させるための所定の書式を整備すること
- ・ 提出書類として「帳簿の写し」を求める際は、保護者が帳簿を用意していない場合は契約書や請求書等の写しをもって代えることを可能にする等、必要な提出書類について、それぞれの勤務実態や職業特性に応じた柔軟な対応を心がけること

等を通じ、自営業や在宅勤務等を行っている保護者が保育の利用にあたって会社勤務や居宅外労働をしている保護者と比べて過度の負担を負うことがないように努めること。

なお、所定の書式の整備を行うにあたっては、

- ・被用者・自営業ともに同じ様式を用いている例（文京区の「在職・採用内定証明書」。被用者は表面のみの記載で足り、自営業の場合は裏面に1週間の就労状況を記載する。）
 - ・記入例が具体的であり、わかりやすい例（世田谷区の「記入例（月間スケジュール表）」）
- などを参考とし、自営業や在宅勤務等を行っている保護者にとって負担の少ない書式となるよう心がけること。

（※）文京区の「在職・採用内定証明書」のURL

<http://www.city.bunkyo.lg.jp/var/rev0/0143/3721/1.zaisyoku.pdf>

（※）世田谷区の「記入例（月間スケジュール表）」のURL

http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/129/1809/d00005733_d/fil/kinyuureigekkanschedule.pdf

- （5）就労状況をはじめとする保護者の意向や状況については、市区町村において、面談、電話連絡等により積極的かつ丁寧に把握し、利用可能な保育所等の情報を提供した上で、それぞれの保護者のニーズに応じた適切な保育の提供を行うことが重要である。こうした保護者への「寄り添う支援」に取り組む市区町村を支援するため、平成29年度予算において、子ども・子育て支援交付金における「利用者支援事業」の拡充を行っているので、引き続き積極的に活用すること。

病児保育事業

1. 事業概要

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

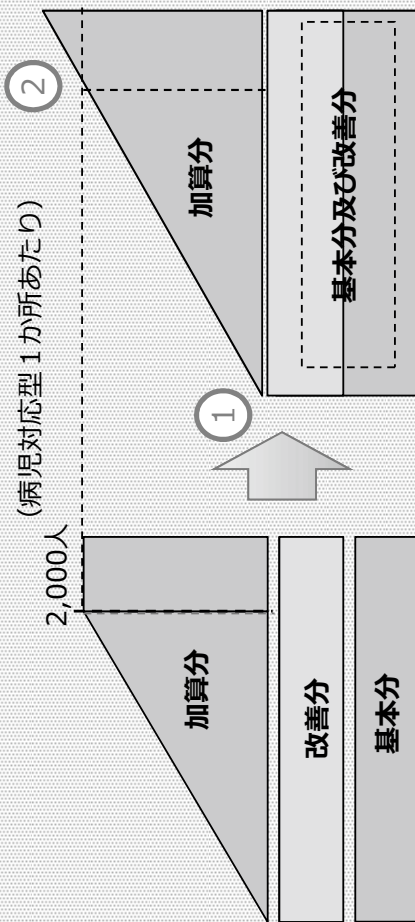
(3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業。

(4) 送迎対応

(1) 及び (2) において、保育所等において保育中に体調不良となった児童を送迎し、病院・保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育することを可能とする。

2. 30年度拡充事項



① 基本分と改善分の基準額の一本

利用児童が少ない日等において、感染症流行状況等の情報提供や巡回支援を実施する場合に加算される改善分について、基本分と補助単価（基準額）の一本化を図る。

② 加算分補助基準額の上限の見直し

病児対応型及び病後児対応型の加算分補助単価については、現行年間利用児童数2,000人を上限と設定しているが、2,000人を超える場合についても利用児童数に応じた補助単価を設定する。

病児保育事業 取組事例集の概要

1. 病児保育事業の課題

自治体に対し、病児保育事業に関する取組事例の提供を依頼したところ、安定的な事業運営や質の確保、病児保育ニーズへの対応に係る好事例として以下の取組の事例提供があった。
病児保育の更なる推進を図るため、これらの好事例等について事例集としてとりまとめ、全国の自治体等に周知を図る。

安定的な事業運営

- ICTの活用
 - ・スマートフォンアプリを活用した市内病児保育施設の空き情報の提供（大阪府堺市）
 - ・インターネットによる予約システムと職員の出勤調整（東京都大田区）
- 自治体の連携
 - ・3町合同による事業運営（熊本県御船町・嘉島町・甲佐町）
 - ・広域連携による利便性の向上（愛媛県東温市）
- 職員配置の工夫
 - ・パート保育士やクリニックの看護師を活用した職員配置（千葉県千葉市）
 - ・オンコール保育士の活用による効率的な人員配置（三重県四日市市）
- 予約キャンセルへの対応
 - ・キャンセル自動繰り上げシステムによる稼働率の確保（東京都立川市）
 - ・キャンセル料の設定による重症児の受入（東京都国立市）
 - ・リーフレットの配布による無断キャンセルの防止等（大分県大分市）

質の確保

- 行政と事業所の連携
 - ・市職員と事業所職員による連絡会の開催による問題点等の検討（東京都国分寺市）
 - ・行政や他の病児施設との連絡会の開催（千葉県千葉市）
- 感染症対策
 - ・病児保育室における感染症予防対策と保育の工夫（青森県弘前市）

病児保育ニーズへの対応

- 多様なニーズへの対応
 - ・ひとり親、貧困家庭等の多様なニーズの子どもへの配慮（青森県弘前市）
 - ・連日利用や兄弟利用割引（熊本県多良木町・あさぎり町・湯前町・水上村）
 - ・子ども子育て支援事業を活用した病児保育の提供（香川県高松市）

2. 国における対応

安定的な事業運営

- 平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」において、「感染症の流行時期など季節変動がある病児保育事業の安定的な運営の観点から補助の仕組みを見直す」こととされており、病児保育事業の安定的な運営を推進するため、補助の仕組み飲み直しを検討。
- 平成27年12月28日の事務連絡において、保育士及び看護師等の配置に関し、柔軟な対応が可能であることを地方公共団体に通知。（平成28年度より実施要綱を改正）
- 取組事例の横展開。

質の確保

- 病児・病後児保育研修事業（訪問型研修を含む）により、保育者の資質の向上に向けた自治体の取り組みについて支援。
- 子ども・子育て支援推進調査研究事業において、病児保育の利用実態に関する調査研究を実施。

病児保育ニーズへの対応

- 保育中に体調不良となった児童を送迎し、保護者が迎えに来るまで病院等の専用スペースで一時的に保育をする、送迎対応の創設。
- 子ども・子育て支援整備交付金による病児保育事業実施施設の整備推進。

障害児保育の概要

1. 財政支援

1 現状

- ・ 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- ・ 平成15年度より当該事業を一般財源化し、地方交付税により措置
- ・ 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

2 平成30年度における改善点

- ・ 保育所における障害児の受入及び保育士の配置の実態を踏まえ、400億円程度から800億円程度に拡充
- ・ 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、個別算定方式に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更

<対象の範囲> 平成19年度拡充部分

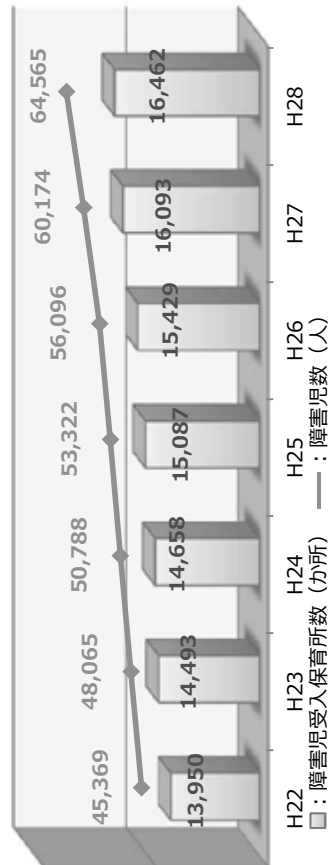
人件費	程度				発達障害
	重度	中度	軽度	精神障害	
物件費					

<H30改善点>



2. 現状

1 実施か所数及び受入児童数



2 障害児保育担当職員数 (H29.3.31時点)

単位：人

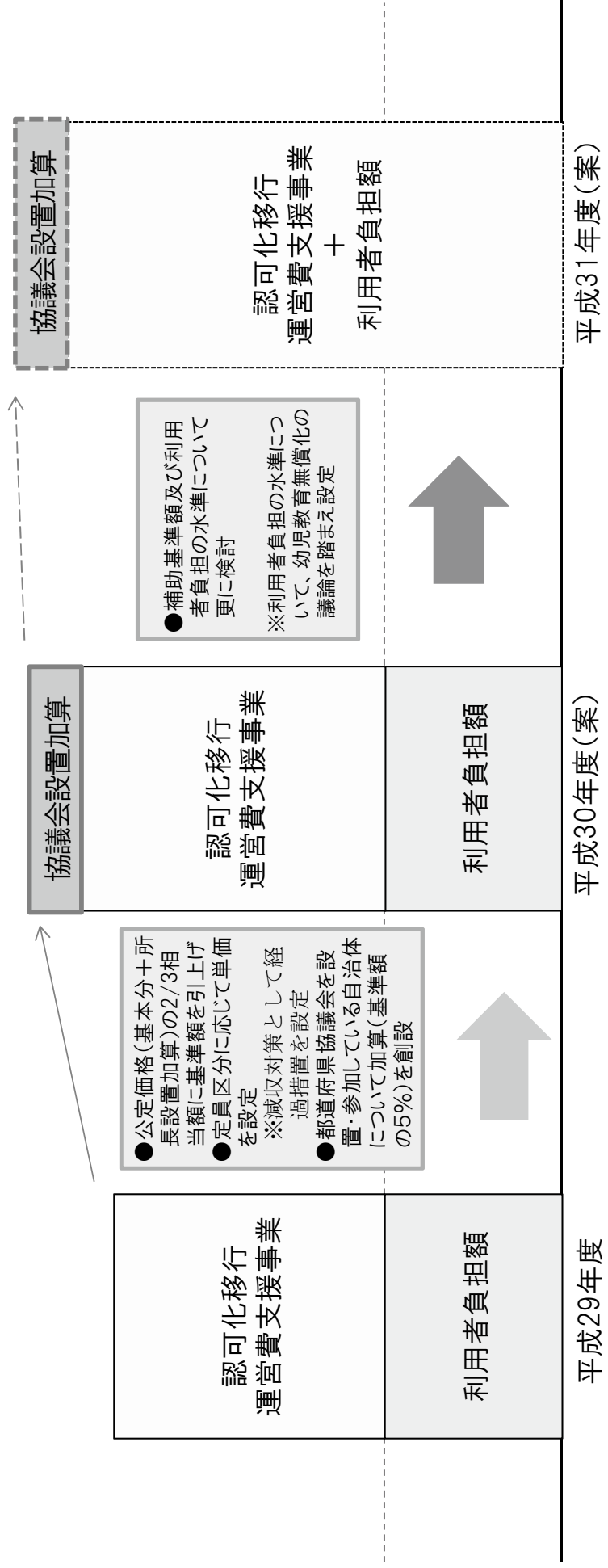
合計	常勤職員	非常勤職員
30,844	17,476	13,368

※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ
 ※障害児数には、軽度障害児を含む
 ※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員

認可化移行運営費支援事業の拡充

- 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿確保策の一環として、既存の認可外保育施設の認可化を推進することが重要。
 - このため、認可化移行運営費支援事業について、平成30年度においては、以下の拡充を行う予定。
 - ・将来的な認可化(＝公定価格による運営費補助)を視野に、公定価格をベースとした仕組みとすこととし、①公定価格ベース(基本分単価+所長設置加算)の2/3の補助水準まで引き上げるとともに、②定員に応じて補助額が逡減する仕組みを導入※
 - ・規制改革推進会議の第2次答申を踏まえ、待機児童への支援策を強化するため、保育の受け皿整備が必要である地方公共団体が待機児童対策協議会に参加する場合に補助額を上乗せする仕組みを導入
 - 平成31年度においては、補助基準額及び利用者負担の水準について幼児教育無償化の議論等を踏まえ更に更に検討。
- ※収入が減少する施設については、経過措置を設定

《拡充のイメージ》(有資格者10割の場合) ※有資格者6割又は1/3以上の場合の補助基準額については、人件費の差額相当分を減額。



保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「子育て安心プラン」に基づく約32万人分の保育の受け皿整備に伴い、保育の担い手となる保育人材(新たに約7.7万人)を確保するため、処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

【養成校ルート】

- 保育士資格取得支援事業の拡充（保育園等で働きながら養成校の卒業による資格の取得を目指す方への授業料の補助）
 - ・ 補助対象者を常勤職員から非常勤職員を含む全職員に拡大 【30予算案】

【保育士試験ルート】 ※年2回の試験を実施（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）

- 保育士試験による資格取得支援事業の拡充（保育士試験の合格による資格の取得を目指す方への教材費等の補助）
 - ・ 支給対象期間を拡大（試験の1年前までに要した費用→試験の2年前までに要した費用） 【30予算案】

就業継続支援

- 保育園等におけるICT化の推進
 - ・ 保育士の業務負担を軽減するため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務をICT化するためのシステムの導入費用を支援する。 【29補正】
- 保育補助者の雇い上げ支援の拡充（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・ 研修受講要件を緩和し、保育人材の裾野を拡大（子育て支援員研修の受講が必要→保育園等での実習で可） 【30予算案】
 - ・ 補助基準額の引き上げ（1施設1名分（221.5万円）→定員121人以上の施設：2名分（443万円）） 【30予算案】
- 保育体制強化事業の拡充（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
 - ・ 実施主体の拡大（待機児童解消加速化プラン参加市区町村→全ての市区町村）等 【30予算案】
- 保育士宿舍借り上げ支援（補助額：1人当たり月額8.2万円（上限））
 - ・ 対象者の拡大（採用から5年以内の者→採用から10年以内の者） 【29予算～】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センター（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・ マッチング支援を行うコーディネーターの追加配置（1名→2名） 【29予算～】
- 就職準備金貸付事業（再就職する際に必要となる費用を貸し付け、2年間勤務した場合、返還を免除）
 - ・ 貸付額の上限を引き上げ（20万円→40万円） 【28補正～】

平成29年人事院勧告を踏まえた公定価格上の人件費の改定(保育所)

- 子ども・子育て支援新制度の公定価格の人件費については、国家公務員給与に準じて算定。
- このため、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定が行われた場合は、公定価格についても連動して反映させることにより、適切な給与水準を設定している（保育士平均+1.1%）。

【29年人事院勧告の主な改定内容】

- ①俸給表水準の引き上げ（行政職俸給表（一）平均+0.2%）
- ②期末勤勉手当の引き上げ（4.30月→4.40月）

※ 補正予算成立後、公定価格を改定（平成29年4月遡及適用）

⇒ 各自治体から、平成29年4月に遡及して給付費の差額を保育所等に支給
⇒ 保育士等に対して一時金などで支給

	格付け	本俸基準額※3		人件費（年額）※4	
		平成29年度当初	平成29年度改定後	平成29年度当初	平成29年度改定後
所長※1	(福)2-33	254,600円	255,600円 (+1,000円)	約480万円	約485万円 (+1.0%)
主任保育士※2	(福)2-17	236,130円	237,252円 (+1,122円)	約450万円	約455万円 (+1.1%)
保育士	(福)1-29	201,450円	202,470円 (+1,020円)	約380万円	約384万円 (+1.1%)
調理員	(行二)1-37	172,100円	173,100円 (+1,000円)	約314万円	約318万円 (+1.2%)

- ※1 所長は設置した場合の加算。
- ※2 保育士のうち1人を主任保育士として費用を算定。
- ※3 主任保育士・保育士は俸給額とは別途、特別給与改善費を加味。
- ※4 賞与や地域手当等を含む人件費の年額、地域手当については全国平均値(約6%)を用いて算定。
- ※5 この表における人件費(年額)には、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱは含まない。

(保育対策総合支援事業費補助金)

【事業内容】

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。

【実施主体】 市区町村

【補助単価】 1施設当たり 100万円

【補助率】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4



【業務負担が軽減される例】



○保育に関する計画・記録

- ・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

○登降園管理

- ・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

(保育対策総合支援事業費補助金 平成30年度予算案：381.4億円の内数)

【事業内容】 保育園等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う
 保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】 市町村

【補助額】

< 現行 >

年額221.5万円 (短時間勤務1名分)

< 平成30年度予算案 >

定員121人以上の施設が2名の保育補助者の雇上げができるよう、補助額を引き上げ (年額443万円)

【保育補助者の要件】

< 現行 >

子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者等

< 平成30年度予算案 >

保育園等での実習を修了した者を補助対象とできるよう、要件を緩和

【補助率】

国：3/4、地方：1/4 (都道府県1/8、市区町村1/8 又は 指定都市・中核市1/4)



保育体制強化事業

拡 充

(保育対策支総合支援事業費補助金 平成30年度予算案：381.4億円の内数)

【事業内容】

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務を行う者の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

【実施主体】 市町村

【補助単価】 1か所当たり月額9万円

【補助率】 国：1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【要求内容】

- ・ 実施主体を全ての市町村に拡大
- ・ 事業の対象に幼保連携型認定こども園を追加

	現行	平成30年度予算案
実施主体	待機児童解消加速化プラン参加市町村	全ての市町村
対象施設	保育園	保育園、幼保連携型認定こども園

(保育対策総合支援事業費補助金 平成30年度予算案：381.4億円の内数)

【要求内容】

保育士資格の新規取得者の増加を図るため、資格取得支援に関する各事業の対象者の拡大や支給要件の緩和等を実施する。

【事業内容】

- ① 保育園等保育士資格取得支援事業
 - ・ 保育園等に勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ② 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
 - ・ 幼稚園教諭が養成校での科目履修により資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ③ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
 - ・ 認可外保育施設で勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

【養成校ルート】

養成校卒業等による
資格取得の支援

- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市
- 【対象者】 常勤職員 → 非常勤職員を含む全ての職員に対象者を拡大 (H30予算案)
- 【補助単価】 受講料の1/2 (上限30万円) 等
- 【補助率】 ①・②の事業 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2
③の事業 国：3/4 都道府県・指定都市・中核市：1/4

【試験ルート】

保育士試験合格による
資格取得の支援

- 保育士試験による資格取得支援事業
- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市
- 【支給対象期間】 保育士試験 (筆記試験) から起算して1年前までに要した費用
→ 支給対象期間を拡大し、2年前までに要した費用を補助 (H30予算案)
- 【補助単価】 保育士試験受験のための学習に要した経費 (教材費等) の1/2 (上限15万円)
- 【補助率】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

保育士等の技能・経験に応じた処遇改善の運用の見直しについて

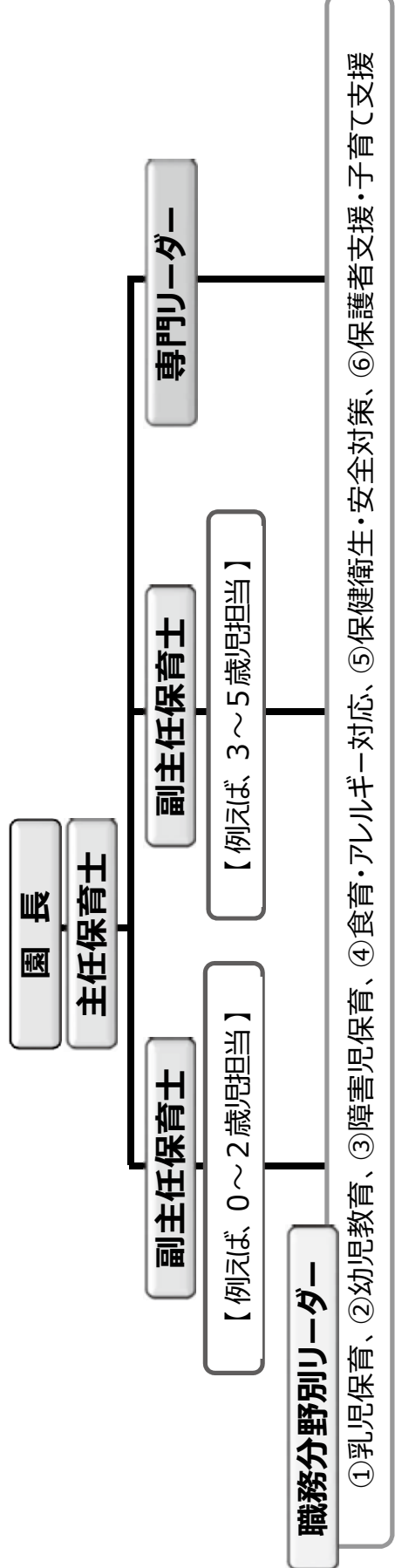
- 保育士等が専門性の向上を図り、技能・経験に応じてキャリアアップできる組織体制の整備を目指す。
- 各保育園における人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱについて、運用の柔軟化を図る。

目指すべき保育園の組織体制

(括弧内の人数は、定員90人(職員17人)の保育園モデルの場合)

- 例えば、0～2歳児担当、3～5歳児担当などの「副主任保育士」又は「専門リーダー」又は「専門リーダー」を配置(2人以上)
(定員規模に応じた人数は、別紙参照)
- 加えて、乳児保育、幼児教育、障害児保育など、**専門6分野ごとに「職務分野別リーダー」(兼務可)を配置(3人以上)**
※ 副主任保育士：3つ以上の専門分野及びマネジメントの研修を修了した者
 ※ 専門リーダー：4つ以上の専門分野の研修を修了した者
 ※ 職務分野別リーダー：1つ以上の専門分野の研修を修了した者

⇒ **処遇改善等加算Ⅱの加算要件**は、研修の受講を促進し、**2022年度を目的に、研修受講の必須化を目指す。**
 (2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、必須化時期を確定)

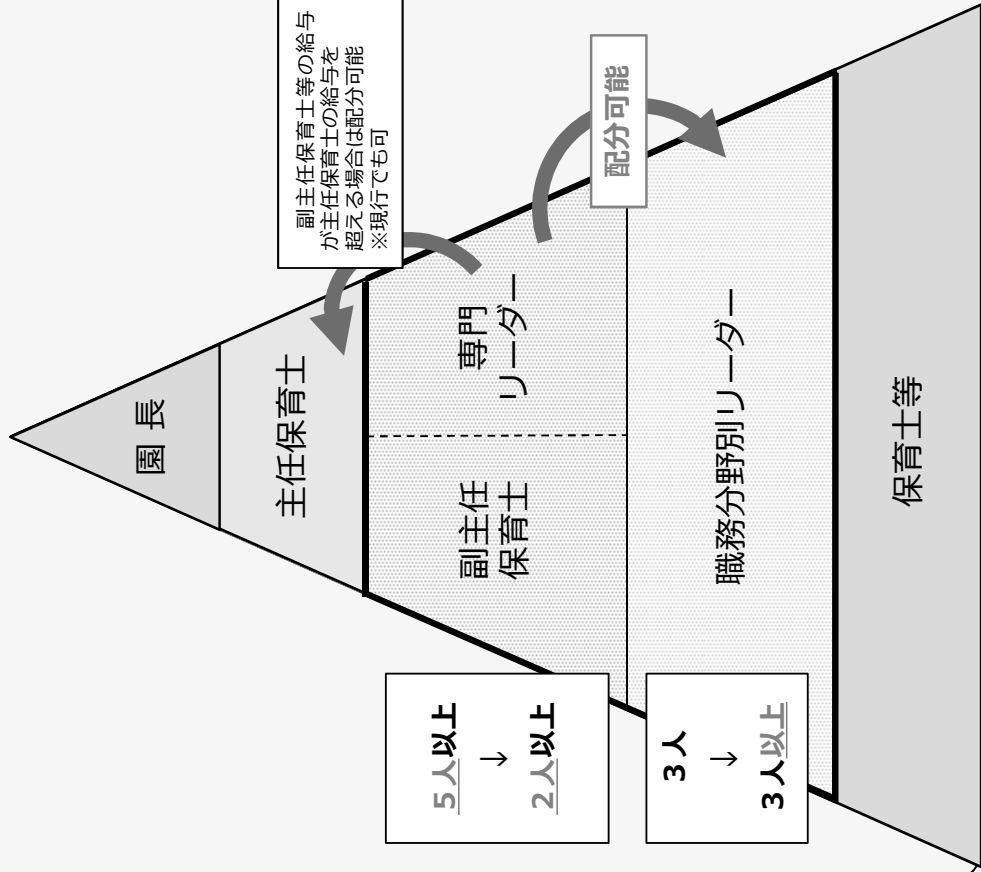


平成30年度における処遇改善等加算Ⅱの配分方法の見直し（案）

＜定員90人（職員17人※）の保育園モデルの場合＞

※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

（配分方法の見直し）



＜副主任保育士又は専門リーダー：加算額20万円（4万円×5人）＞

20万円のうち、12万円は副主任保育士又は専門リーダーのみに配分可能（配分人数及び額は事業者において判断）

【改善点1】

12万円については、職務分野別リーダーにも配分可能

＜職務分野別リーダー：加算額1.5万円（5千円×3人）＞

3人の職務分野別リーダーに月額5千円

【改善点2】

3人以上の職務分野別リーダーに月額5千円以上（ただし、副主任保育士等への一番低い加算額を超えない額）

同一事業者内での保育園間の配分は不可

【改善点3】

加算額21.5万円（20万円+1.5万円）の20%について、

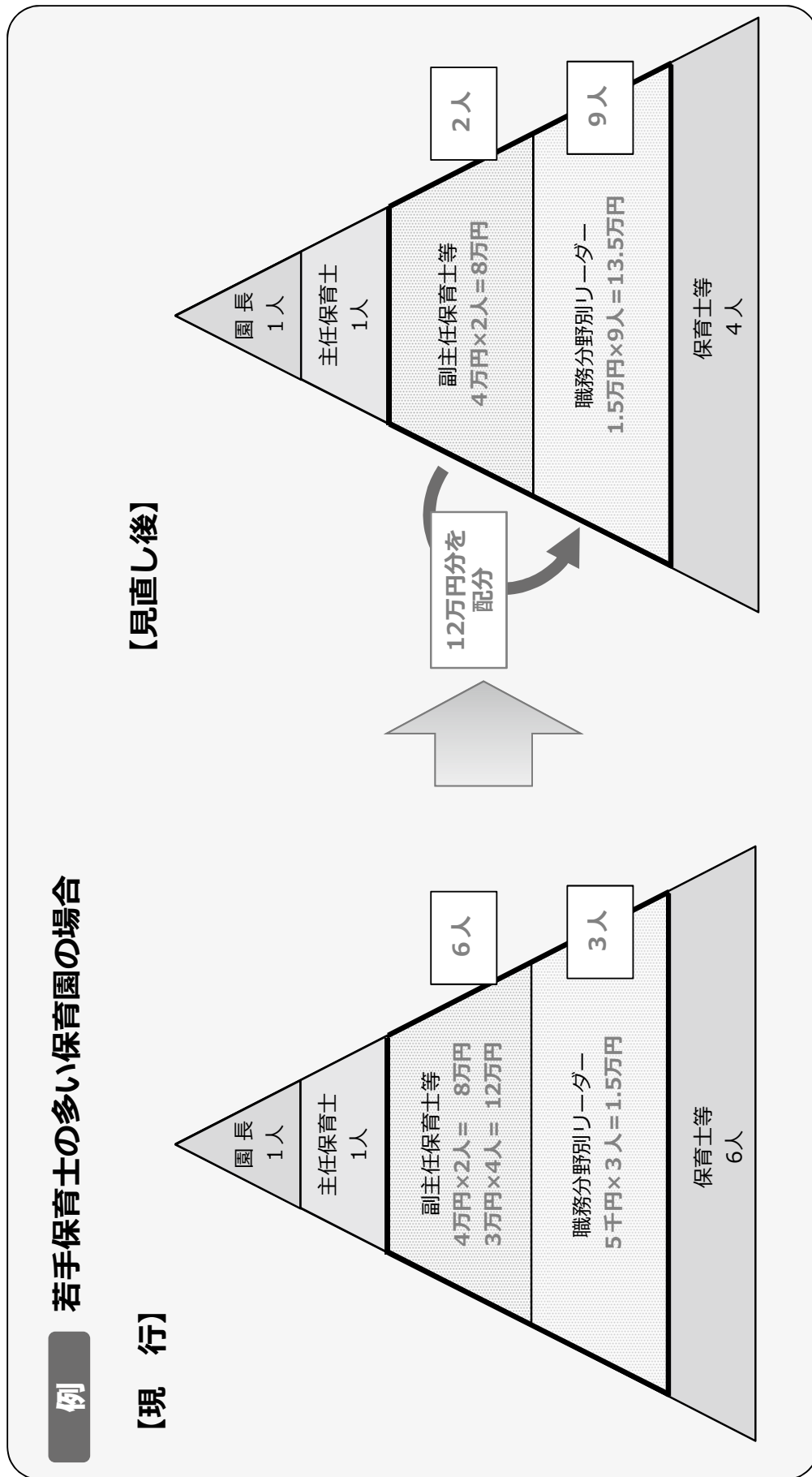
同一事業者内で保育園をまたぐ配分が可能

（2022年度までの時限措置。同一事業者内全体での処遇改善を確認。）

処遇改善等加算Ⅱの運用改善の具体的な例（案）

<定員90人（職員17人※）の保育園モデルの場合>

※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人



(別紙) 定員規模に応じた処遇改善等加算Ⅱの加算対象者の人数及び配分方法

定員	公定価格上の職員数 (※園長及び主任保育士を含む)	処遇改善等加算Ⅱの対象人数 (及びその額)	必ず4万円の処遇改善が必要な人数	見直し後における主任保育士等の人数	見直し後における職務分野別リーダー等の人数
30人	9人	4万円 2人 5千円 1人 (計 8万5千円)	2人のうち1人	1人以上	1人以上
60人	14人	4万円 4人 5千円 2人 (計 17万円)	4人のうち2人	2人以上	2人以上
90人	17人	4万円 5人 5千円 3人 (計 21万5千円)	5人のうち2人	2人以上	3人以上
120人	21人	4万円 6人 5千円 4人 (計 26万円)	6人のうち3人	3人以上	4人以上
150人	24人	4万円 7人 5千円 4人 (計 30万円)	7人のうち3人	3人以上	4人以上
180人	28人	4万円 9人 5千円 5人 (計 38万5千円)	9人のうち4人	4人以上	5人以上

※上記の利用児童の年齢構成が平均の場合であり、利用児童の年齢構成により職員数は異なる。

保育士等キャリアアップ研修の都道府県別実施状況

厚生労働省子ども家庭局

【平成29年度】

(単位:人)

	研修分野別修了予定者数								計	備考
	乳児保育	幼児教育	障害児保育	食育・アレルギー対応	保健衛生・安全対策	保護者支援・子育て支援	マネジメント	保育実践		
全国	9,902	8,959	8,345	5,426	5,818	7,687	9,369	1,532	57,038	
1 北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	平成30年6月までに開始する予定
2 青森県	350	350	350	350	350	350	200	200	2,500	
3 岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	平成30年5月までに開始する予定
4 宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	平成30年6月までに開始する予定
5 秋田県	0	0	77	0	0	0	145	0	222	
6 山形県	100	0	100	200	0	0	0	0	400	
7 福島県	410	417	354	438	501	501	473	0	3,094	
8 茨城県	318	311	263	270	220	317	367	131	2,197	
9 栃木県	0	0	0	312	367	342	378	0	1,399	
10 群馬県	0	400	0	0	0	0	320	0	720	
11 埼玉県	980	1,050	0	0	0	0	2,110	0	4,140	
12 千葉県	100	100	100	100	100	220	280	0	1,000	
13 東京都	879	292	0	0	278	264	0	0	1,713	
14 神奈川県	1,300	1,050	1,580	800	600	1,020	750	415	7,515	
15 新潟県	400	0	0	400	0	400	400	0	1,600	
16 富山県	149	153	400	165	177	175	160	77	1,456	
17 石川県	0	39	21	35	0	23	12	0	130	
18 福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	平成30年6月までに開始する予定
19 山梨県	150	180	0	0	180	0	180	0	690	
20 長野県	948	951	765	162	328	679	40	0	3,873	
21 岐阜県	0	0	20	0	0	20	0	0	40	
22 静岡県	0	0	245	214	0	0	0	0	459	
23 愛知県	268	72	214	148	270	94	47	68	1,181	
24 三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	平成30年6月までに開始する予定
25 滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	平成30年6月までに開始する予定
26 京都府	536	747	491	314	390	399	268	310	3,455	
27 大阪府	200	230	200	200	200	200	200	50	1,480	
28 兵庫県	248	309	184	53	156	218	175	58	1,401	
29 奈良県	0	0	0	0	0	85	86	0	171	
30 和歌山県	362	0	400	0	361	391	254	0	1,768	
31 鳥取県	70	180	70	0	0	0	180	0	500	
32 島根県	243	100	165	160	160	167	169	71	1,235	
33 岡山県	119	0	0	0	0	0	0	0	119	
34 広島県	236	241	248	250	182	128	256	44	1,585	
35 山口県	147	285	141	87	150	124	156	0	1,090	
36 徳島県	129	105	0	0	0	97	120	0	451	
37 香川県	0	0	90	0	0	85	92	0	267	
38 愛媛県	170	0	140	160	0	150	0	0	620	
39 高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	平成30年5月までに開始する予定
40 福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	平成30年4月までに開始する予定
41 佐賀県	185	151	186	185	128	356	218	0	1,409	
42 長崎県	339	696	413	208	395	591	501	0	3,143	
43 熊本県	300	490	363	0	150	230	340	80	1,953	
44 大分県	66	60	65	215	175	61	292	28	962	
45 宮崎県	0	0	700	0	0	0	0	0	700	
46 鹿児島県	200	0	0	0	0	0	0	0	200	
47 沖縄県	0	0	0	0	0	0	200	0	200	

※ 上記の修了予定者数は、今年度、既に研修を修了した者や修了が見込まれる者のほか、今年度実施されるキャリアアップ研修(今後、指定等を行うことが見込まれるものを含む。)の一部を受講する予定の者を含む。

【平成30年度(見込み)】

(単位:人)

		研修分野別修了予定者数								計
		乳児保育	幼児教育	障害児保育	食育・アレルギー対応	保健衛生・安全対策	保護者支援・子育て支援	マネジメント	保育実践	
全国		24,286	23,642	22,711	20,081	20,177	20,856	21,750	11,385	164,888
1	北海道	880	790	730	650	610	680	450	240	5,030
2	青森県	720	720	720	720	720	720	720	140	5,180
3	岩手県	400	400	400	400	400	400	400	0	2,800
4	宮城県	180	180	180	180	180	180	180	0	1,260
5	秋田県	380	378	237	450	450	450	407	0	2,752
6	山形県	400	250	250	100	100	100	300	100	1,600
7	福島県	300	300	300	300	300	300	300	300	2,400
8	茨城県	400	400	400	400	400	400	400	400	3,200
9	栃木県	750	750	750	600	600	600	600	750	5,400
10	群馬県	1,200	1,200	1,200	0	0	0	1,200	0	4,800
11	埼玉県	1,200	1,200	1,200	1,200	1,000	1,000	1,200	500	8,500
12	千葉県	300	300	300	300	300	300	1,200	0	3,000
13	東京都	3,375	2,697	2,697	2,697	2,697	2,697	1,440	0	18,300
14	神奈川県	1,125	1,125	1,125	1,125	1,125	1,125	1,125	1,125	9,000
15	新潟県	400	400	400	400	400	400	400	400	3,200
16	富山県	300	300	400	400	400	400	400	200	2,800
17	石川県	600	600	450	450	450	450	600	150	3,750
18	福井県	160	160	80	80	80	80	80	80	800
19	山梨県	400	400	400	400	200	400	200	0	2,400
20	長野県	240	300	160	100	700	500	160	680	2,840
21	岐阜県	350	350	350	350	350	350	380	0	2,480
22	静岡県	780	780	780	0	0	0	780	0	3,120
23	愛知県	320	320	320	320	320	320	320	320	2,560
24	三重県	300	300	300	300	300	300	300	300	2,400
25	滋賀県	400	400	400	300	300	300	300	100	2,500
26	京都府	536	747	491	314	390	399	268	310	3,455
27	大阪府	290	270	276	240	240	490	240	80	2,126
28	兵庫県	500	500	500	500	500	500	500	100	3,600
29	奈良県	600	600	600	600	600	600	600	0	4,200
30	和歌山県	315	315	315	315	315	315	315	315	2,520
31	鳥取県	85	85	85	85	85	85	120	50	680
32	島根県	165	100	160	160	160	160	160	100	1,165
33	岡山県	360	300	300	300	300	300	300	100	2,260
34	広島県	500	500	500	500	500	500	500	500	4,000
35	山口県	300	300	300	300	300	150	300	0	1,950
36	徳島県	180	180	180	180	180	180	180	180	1,440
37	香川県	120	120	120	120	120	120	120	120	960
38	愛媛県	300	300	300	300	300	300	300	300	2,400
39	高知県	340	340	340	120	120	340	120	120	1,840
40	福岡県	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	13,000
41	佐賀県	340	340	340	340	340	340	340	340	2,720
42	長崎県	500	500	500	500	500	500	500	500	4,000
43	熊本県	400	400	400	400	400	400	400	200	3,000
44	大分県	120	270	400	210	120	400	120	60	1,700
45	宮崎県	500	500	100	400	400	400	400	300	3,000
46	鹿児島県	250	250	250	250	200	200	200	200	1,800
47	沖縄県	100	100	100	100	100	100	300	100	1,000

「保育士養成課程等の見直しについて（検討の整理）」（概要） （2017年12月4日 保育士養成課程等検討会）

1. 見直しの背景等

○ 保育を取り巻く社会情勢の変化、保育所保育指針の改定等を踏まえ、より実践力のある保育士の養成に向けて、保育士養成課程^{（※）}等の見直しについて検討。（主な検討事項は、以下のとおり）
（※） 指定保育士養成施設（大学、短大、専門学校等）における保育士の養成課程

（1） 保育士養成課程を構成する教科目（名称、教授内容等）

（2） 養成課程の見直しに伴う保育士試験の科目（試験科目の名称、対応する養成課程の教科目、出題範囲等）

（主な社会情勢の変化） ・ 「子ども・子育て支援新制度」の施行（2015年4月）

・ 保育所等利用児童数の増加（1・2歳児保育所等利用率：31.0%（2011年）→45.7%（2017年））

・ 子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加（59,919件（2011年）→122,575件（2016年））

○ 2017年度中に関係告示・省令・通知を改正し、2019年度より適用予定（保育士試験については、2020年度より適用予定）

2. 見直しの方向性

（1） 保育士養成課程を構成する教科目

- ① 乳児保育^{（※）}の充実（※ 3歳未満児を念頭） → 基礎的事項の理解を深めるため、演習科目に加え、講義科目の新設
- ② 幼児教育の実践力の向上 → 計画と評価や生活と遊びの援助に関する内容の充実
- ③ 「養護」の視点重視 → 養護に関する教科目の内容の再編・充実
- ④ 子どもの育ちや家庭支援の充実 → 保育の専門性を活かした子ども家庭支援に関する教科目の内容の再編・充実
- ⑤ 社会的養護や障害児保育の充実 → 今日的な課題を踏まえた、実践的な支援に関する内容の充実
- ⑥ 保育者としての資質・専門性の向上 → 保育の専門職としてのキャリアパスを見据えた専門性向上の重要性の明示

※各保育士養成施設には、習得すべき内容が過度にならないよう配慮しつつ、教科目全体を体系化し、創意工夫により効果的・効率的な教育の実施を期待。

（2） 養成課程の見直しに伴う保育士試験の科目

- ① 試験科目の名称変更 『児童家庭福祉』⇒『子ども家庭福祉』
- ② 各試験科目に対応する養成課程の教科目の変更
『保育原理』（「乳児保育」「保育相談支援」等 → 「乳児保育Ⅰ」「乳児保育Ⅱ」「子育て支援」等）
『保育実習理論』（「保育の表現技術」等 → 「保育内容の理解と方法」「保育者論」「保育の計画と評価」等）

※ 各試験科目の出題範囲については、対応する養成課程の各教科目に係る教授内容等の見直し内容を踏まえ、見直し。

※ 保育士資格取得に係る特例措置（幼稚園教諭免許状所有者、福祉系国家資格所有者等）についても、今回の見直し内容を反映。

保育士養成課程に関する「具体的な見直しの方向性」

1. 乳児保育の充実

○ 基礎的事項(理念や現状、体制など)の理解を深めた上で、具体的な保育の方法や環境の構成等を学び、保育の実践力を習得させる。

【教科目の新設・教授内容等の充実】

「乳児保育(演習2単位)」 → 「乳児保育Ⅰ(講義2単位)」

「乳児保育Ⅱ(演習1単位)」

2. 幼児教育を行う施設としての保育の実践

○ 保育の計画から評価・改善に至る過程を習得させる。

【教科目名・教授内容等の変更】

「保育課程論(講義2単位)」 → 「保育の計画と評価(講義2単位)」

○ 「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置き、子どもの生活や遊びが充実するよう援助する力を習得させる。

【教科目名・教授内容の変更】

「保育の表現技術(演習4単位)」 → 「保育内容の理解と方法(演習4単位)」

3. 「養護」の視点を踏まえた実践力の向上

○ 子どもの発達、学びの過程や特性に関する内容を体系的に理解させるとともに、子どもと家庭に関して包括的に理解させる。

※関連する教科目(『保育の心理学Ⅰ』、『子どもの保健Ⅰ』や『家庭支援論』)の再編成

【教科目の整理・再編】

「保育の心理学Ⅰ(講義2単位)」 → 「保育の心理学(講義2単位)」

「子ども家庭支援の心理学(講義2単位)」

【教授内容等の変更】

「子どもの保健Ⅰ(講義4単位)」 → 「子どもの保健(講義2単位)」

(※保育における保健的対応に関する基礎的事項を習得する教科目として再編)

○ 子どもの理解とそれに基づく援助について、より実践的な力を習得させる。

【教授内容等の充実・教科目名の変更】

「保育の心理学Ⅱ(演習1単位)」 → 「子どもの理解と援助(演習1単位)」

○ 保健的観点に基づく保育の環境整備や心身の健康・安全管理の実施体制など、実践的な力を習得させる。

【教授内容等の充実・教科目名の変更】

「子どもの保健Ⅱ(演習1単位)」 → 「子どもの健康と安全(演習1単位)」

4. 子どもの育ちや家庭への支援の充実

○ 子育て家庭への支援に関して総合的な力を養うため、以下に関して、現行の教科目を再編し、体系的に習得させる。

・ 子ども家庭支援の基本となる事項

(意義や役割、保育士としての基本姿勢、支援の体制・内容など)

・ 保育の専門性を活かした子育て支援の実践的な事項

(保育士の行う支援の方法論、援助の過程、事例検討など)

【教科目の再編・整理】

「家庭支援論(講義2単位)」 → 「子ども家庭支援論(講義2単位)」

「相談援助(演習1単位)」 → 「子育て支援(演習1単位)」

「保育相談支援(演習1単位)」 → 「子ども家庭支援の心理学(講義2単位)」

【教科目名の変更】

「児童家庭福祉(講義2単位)」 → 「子ども家庭福祉(講義2単位)」

5. 社会的養護や障害児保育の充実

○ 子どもとその家庭の理解を踏まえ、理念や制度等の基礎的事項と援助に当たり必要となる実践力を効果的に習得させる。

【教科目名・教授内容等の変更】

「社会的養護(講義2単位)」 → 「社会的養護Ⅰ(講義2単位)」

「社会的養護内容(演習1単位)」 → 「社会的養護Ⅱ(演習1単位)」

○ 障害児保育に関して、地域社会への参加・包容(インクルージョン)や合理的配慮等の基本的な考え方、対象となる子どもの特性、家庭と連携した援助などの内容をより具体的に理解させる。

【教授内容等の充実】

「障害児保育(演習2単位)」

6. 保育者としての資質・専門性の向上

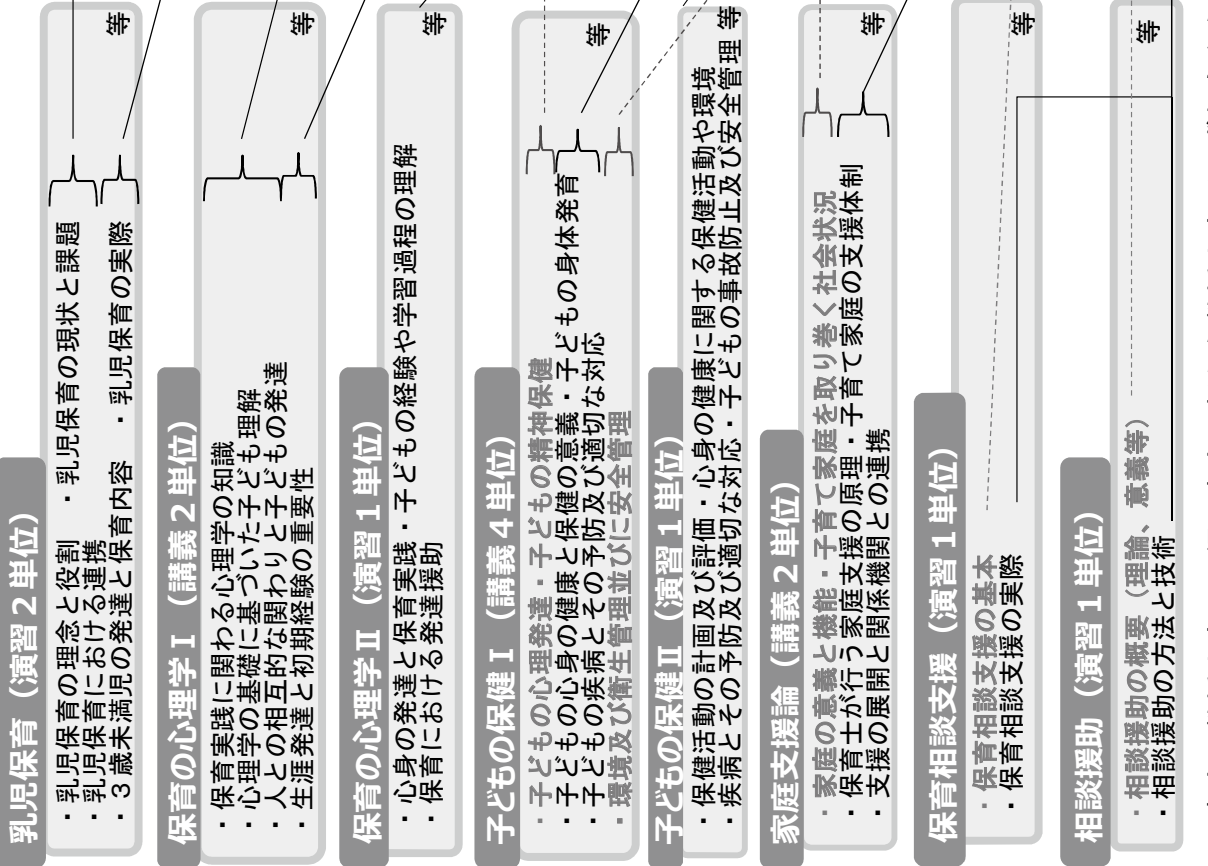
○ キャリアパスを見据え、より組織的な運営の下で継続して保育者としての専門性の向上を図ること等の重要性を理解させる。

【教授内容等の充実】

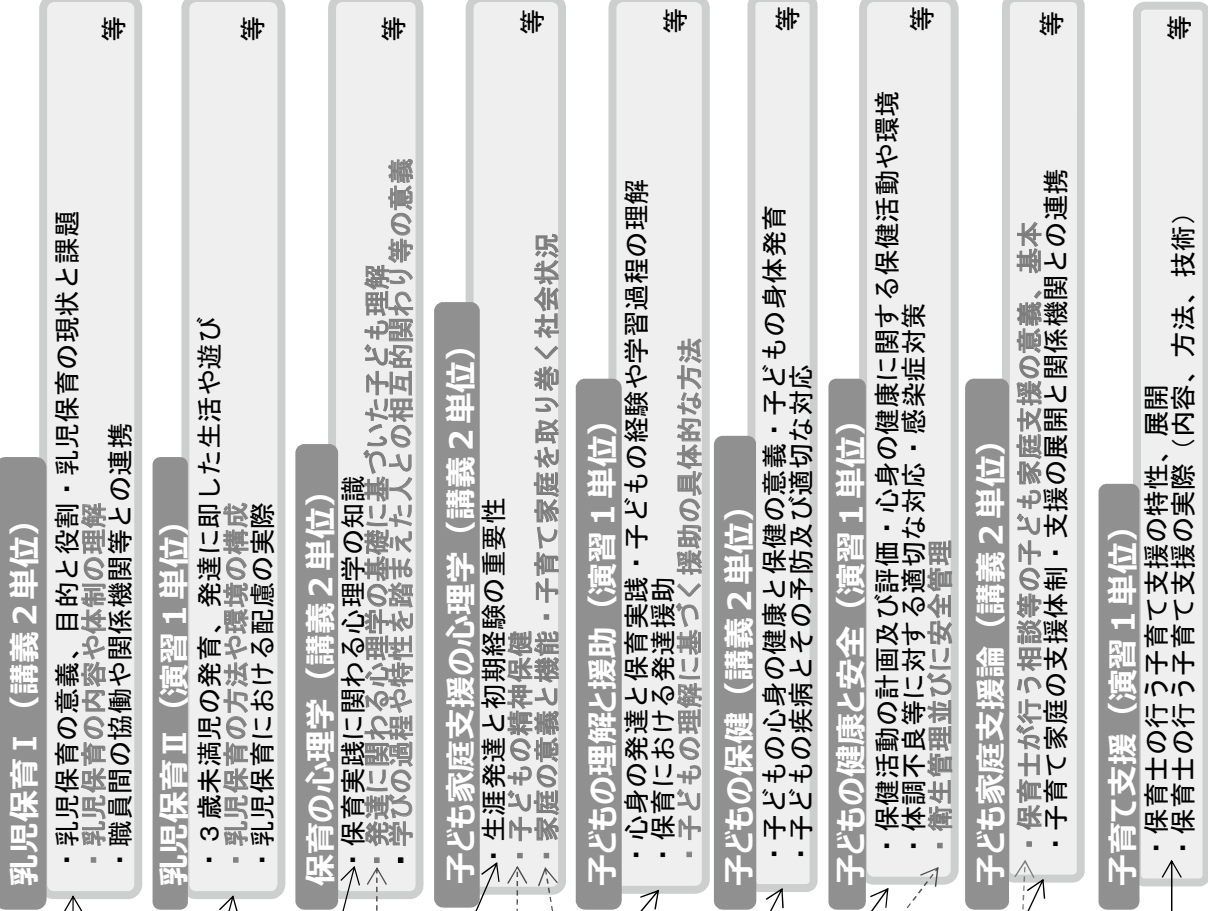
「保育者論(講義2単位)」

保育士養成課程の見直しに伴う「教授内容の再編等（主なもの）」

【現 行】



【見直し後】



※ 青字は教授内容の再編、赤字は新たな教授内容（いずれも主なもの）を示している。

保育士養成課程の見直しに伴う「保育士試験」の見直し

保育士試験の 試験科目	対応する保育士養成課程の教科目 (必修科目)	
	現 行	見直し後
保育原理	<ul style="list-style-type: none"> ・保育原理 ・乳児保育 ・障害児保育 ・保育相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育原理 ・乳児保育Ⅰ ・乳児保育Ⅱ ・障害児保育 ・子育て支援
	教育原理	<ul style="list-style-type: none"> ・教育原理
社会的養護	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護 ・社会的養護内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護Ⅰ ・社会的養護Ⅱ
児童家庭福祉 ↓ 子ども家庭福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭福祉 ・家庭支援論 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭福祉 ・子ども家庭支援論
社会福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉 ・相談援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉
保育の心理学	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の心理学Ⅰ ・保育の心理学Ⅱ 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の心理学 ・子ども家庭支援の心理学 ・子どもの理解と援助
筆記試験		

保育士試験の 試験科目	対応する保育士養成課程の教科目 (必修科目)	
	現 行	見直し後
子どもの保健	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの保健Ⅰ ・子どもの保健Ⅱ 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの保健 ・子どもの健康と安全
	子どもの食と栄養	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの食と栄養
筆記試験	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の実習理論 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育内容の理解と方法 ・保育内容総論 ・保育内容演習 ・保育実習Ⅰ ・保育実習指導Ⅰ ・保育実践演習 ・保育者論 ・保育の計画と評価
	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の実習実技

※ 見直し前後における保育士試験受験者の公平性を確保する観点から、一部の試験科目（「保育原理」、「子ども家庭福祉（児童家庭福祉）」、「社会福祉」、「子どもの保健」）においては、当分の間、従来の出題範囲全般を踏まえたものとして運用することが適当。

(参考) 保育士養成課程等検討会

【設置目的】

子どもや家庭を取り巻く様々な環境の変化等に伴う子どもの育ちの課題や保護者支援の必要性など、保育所や保育士に求められる役割や機能が深化・拡大しており、保育の質を担う保育士の役割は重要となっている。
このため、保育士養成課程等の見直しについて、子ども家庭局長が学識者等に参集を求め、検討を行うこととする。

【検討経過】(保育士養成課程等の見直しに向けた検討に係るもの)

- 2017年5月24日 第6回保育士養成課程等検討会
6月22日 第7回保育士養成課程等検討会
7月28日 第4回保育士養成課程等検討会ワーキンググループ
8月14日～31日 指定保育士養成施設に対する教育内容等に関するアンケート調査の実施
- 8月29日 第5回保育士養成課程等検討会ワーキンググループ
10月4日 第8回保育士養成課程等検討会
11月6日 第6回保育士養成課程等検討会ワーキンググループ
12月4日 第9回保育士養成課程等検討会
- ※第1回検討会～第5回検討会(ワーキンググループ第1回～第3回を含む)においては、福祉系国家資格所有者等の保育士資格取得への対応等について検討。

(主な議題)

- ・保育所保育指針改定に伴う保育士養成課程等の見直しについて
- ・関係団体からのヒアリング
- ・保育所保育指針改定に伴う保育士養成課程等の見直しについて
- ・保育士養成課程等の見直しについて
- ・保育士養成課程等の見直し及び保育士試験の見直し等について
- ・「保育士養成課程等の見直しについて(検討の整理)」(案)について

【構成員】(2017年12月4日現在)

■保育士養成課程等検討会

阿久澤 真理	栃木県保健福祉部子ども政策課長
阿部 和子	大妻女子大学家政学部教授
○ 網野 武博	東京家政大学子ども学部特任教授
○ 小川 清美	東京都市大学名誉教授
○ 近喰 晴子	秋草学園短期大学特任教授
○ 汐見 稔幸	白梅学園大学学長
清水 益治	帝塚山大学現代生活学部教授
津金 美留子	名古屋学芸大学ヒューマンケア学部教授
前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授
宮田 裕司	全国社会福祉法人経営者協議会 保育事業経営委員会委員長
三代川 紀子	浦安市立猫美保育園園長
村松 幹子	全国保育士会副会長
山縣 文治	関西大学人間健康学部教授

◎：座長 ○：副座長
(五十音順 敬称略)

■保育士養成課程等検討会ワーキンググループ

阿部 和子	大妻女子大学家政学部教授
○ 岩崎 淳子	聖徳大学短期大学保育科准教授
○ 大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部学部長
○ 大神 優子	和洋女子大学こども発達学類准教授
○ 岡本 拓子	高崎健康福祉大学人間発達学部教授
○ 小川 清美	東京都市大学名誉教授
○ 那須 信樹	東京家政大学子ども学部教授

◎：座長 ○：副座長
(五十音順 敬称略)

保育士養成課程の教科目に関する見直しについて(案)(平成31年度より適用予定)

[現行]

教科目	系列	教科目	設置単位数	履修単位数	
教養科目		外国語 (演習)	2以上	1	
		体育 (講義) 体育 (実技) その他	1 1 6以上	1 1	
	教養科目 計		10以上	8以上	
必修科目	①保育の本質・目的に関する科目	保育原理 (講義)	2	2	
		教育原理 (講義)	2	2	
		児童家庭福祉 (講義)	2	2	
		社会福祉 (講義)	2	2	
		相談援助 (演習)	1	1	
		社会的養護 (講義)	2	2	
		保育者論 (講義)	2	2	
			計1.3	計1.3	
		②保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学 I (講義)	2	2
			保育の心理学 II (演習)	1	1
子どもの保健 I (講義)	4		4		
子どもの保健 II (演習)	1		1		
子どもの食と栄養 (演習)	2		2		
家庭支援論 (講義)	2		2		
	計1.2		計1.2		
③保育の内容・方法に関する科目	保育課程論 (講義)		2	2	
	保育内容総論 (演習)		1	1	
	保育内容演習 (演習)		5	5	
		2	2		
	乳児保育 (演習)				
	障害児保育 (演習)	2	2		
	社会的養護内容 (演習)	1	1		
	保育相談支援 (演習)	1	1		
		計1.4	計1.4		
	④保育の表現技術	保育の表現技術 (演習)	4	4	
保育実習 I (実習)		4	4		
保育実習指導 I (演習)		2	2		
保育実践演習 (演習)		2	2		
		5.1	5.1		
保育に関する科目 (上記①～⑤の系列より科目設定)		1.5以上	6以上		
保育実習 II (実習) 又は 保育実習 III (実習)		2	2		
保育実習指導 II (演習) 又は 保育実習指導 III (演習)		1	1		
選択必修科目 計		1.8以上	9以上		
合計			7.9以上	6.8以上	

[見直し後]

教科目	系列	教科目	設置単位数	履修単位数	
教養科目		外国語 (演習)	2以上	1	
		体育 (講義) 体育 (実技) その他	1 1 6以上	1 1	
	教養科目 計		10以上	8以上	
必修科目	①保育の本質・目的に関する科目	保育原理 (講義)	2	2	
		教育原理 (講義)	2	2	
		子ども家庭福祉 (講義)	2	2	
		社会福祉 (講義)	2	2	
		子ども家庭支援論 (講義)	2	2	
		社会的養護 I (講義)	2	2	
		保育者論 (講義)	2	2	
			計1.4	計1.4	
		②保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学 (講義)	2	2
			子ども家庭支援の心理学 (講義)	2	2
子どもの理解と援助 (演習)	1		1		
子どもの保健 (講義)	2		2		
子どもの食と栄養 (演習)	2		2		
	計1.4		計1.4		
③保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価 (講義)		2	2	
	保育内容総論 (演習)		1	1	
	保育内容演習 (演習)		5	5	
	保育内容の理解と方法 (演習)		4	4	
	乳児保育 I (講義)	2	2		
	乳児保育 II (演習)	1	1		
	子どもの健康と安全 (演習)	1	1		
	障害児保育 (演習)	2	2		
	社会的養護 II (演習)	1	1		
	子育て支援 (演習)	1	1		
	計2.0	計2.0			
④保育実習	保育実習 I (実習)	4	4		
	保育実習指導 I (演習)	2	2		
	保育実践演習 (演習)	2	2		
		5.1	5.1		
	保育に関する科目 (上記①～③の系列より科目設定)	1.5以上	6以上		
	保育実習 II (実習) 又は 保育実習 III (実習)	2	2		
	保育実習指導 II (演習) 又は 保育実習指導 III (演習)	1	1		
	選択必修科目 計	1.8以上	9以上		
	合計		7.9以上	6.8以上	

※1 赤字下線は、名称や対象となる系列の変更等を伴う教科目。
 ※2 「外国語」及び「その他の教科目」を合わせて、6単位以上。
 ※3 「保育に関する科目」、「保育実習 II 又は III」及び「保育実習指導 II 又は III」を合わせて、1.8単位以上。
 ※4 「保育に関する科目」、「保育実習 II 又は III」及び「保育実習指導 II 又は III」を合わせて、9単位以上。

背景

- 女性の社会進出が進み、その働き方が多様化する中で、保育所等の利用率が上昇しており、必要となる保育の受け皿整備を進めるとともに、保育人材の確保に取り組んでいる。
- こうした中、「日本再興戦略」（平成27年6月30日閣議決定）において、他の福祉系国家資格所有者等の保育士資格取得への対応について、検討を行うこととし、厚生労働省においても、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「地域共生社会」の実現に向けた検討を行う中で、専門人材の機能強化・最大活用を図るため、保健医療福祉の専門資格の新たな共通基礎課程の創設を旨とし、当面の措置として、福祉系国家資格所有者への保育士養成課程・試験科目の一部免除などの運用改善を検討することとした。

対応

基本的考え方

- 各福祉系国家資格の養成課程の教育内容は、主としてその資格に求められる専門性に関するものとなっているが、社会保障制度に関する基礎的知識や相談援助の基礎などといった福祉職の基盤となる部分については、各資格において共通する内容が多く含まれている。
- 福祉系国家資格所有者は、各々の養成課程において修得する福祉の基礎に関わる部分について、既にその内容を修得しているため、保育士養成課程等の「福祉職の基盤」に係る部分について免除の方策をとることが考えられる。

保育士資格取得の際の具体的方策

※ 平成29年5月24日に厚生労働省「保育士養成課程等検討会」で取りまとめ

- (1) **保育士試験科目の免除**（対象：介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士）
 指定保育士養成施設で試験科目に対応した教科目を履修した場合には、それに対応する試験科目の免除を行う。このうち、「福祉職の基盤」に関する科目」に対応する試験科目（社会福祉・児童家庭福祉・社会的養護）については、他の福祉系国家資格を所有していることをもって免除を行う。（別添1 参照）
- (2) **保育士養成施設での履修科目の一部免除**（対象：介護福祉士養成施設を卒業した介護福祉士のみ※）
 介護福祉士養成施設の卒業者が指定保育士養成施設で学ぶ場合に、「福祉職の基盤」に関する科目」に該当する科目の履修の免除を行う。（別添2 参照）

※ 保育士養成施設卒業生に対する介護福祉養成施設での一部科目免除については、既に制度化されていることから、相互に免除できるようにするもの。

施行日

平成30年1月15日

【別添1】 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士に対する 保育士試験免除に係る取扱いについて

- 指定保育士養成施設で試験科目に対応した教科目を履修した場合には、それに対応する試験科目の免除を行う。
- このうち、「福祉職の基盤に関する科目」に対応する試験科目（下図の網掛け部分）については、他の福祉系国家資格を所有していることをもって履修免除を行う。

○ 筆記試験科目	←	○ 対応する指定保育士養成施設の教科目	...	履修免除科目
社会福祉	←	社会福祉(講②)	相談援助(演①)	
児童家庭福祉	←	児童家庭福祉(講②)	家庭支援論(講②)	
子どもの保健	←	子どもの保健 I (講④)	子どもの保健 II (演①)	
子どもの食と栄養	←	子どもの食と栄養(演②)		
保育原理	←	保育原理(講②)	乳児保育(演②)	
	←	保育相談支援(演①)	障害児保育(演②)	
社会的養護	←	社会的養護(講②)	社会的養護内容(演①)	
保育実習理論	←	保育内容総論(演①)	保育内容演習(演⑤)	
	←	保育の表現技術(演④)		
教育原理	←	教育原理(講②)		
保育の心理学	←	保育の心理学 I (講②)	保育の心理学 II (演①)	
○ 実技試験				
保育実習実技	←	保育の表現技術(演④)		

(講)は講義形式、(演)は演習形式を表す。丸数字は、各教科目の単位数を表す。(例 ②・・・2単位)

【別添2】 介護福祉士養成施設を卒業した者が、指定保育士養成施設の養成課程で学ぶ場合の履修科目免除について

○ 介護福祉士養成施設の卒業者が指定保育士養成施設で学ぶ場合に、「福祉職の基盤に関する科目」に該当する科目に該当する科目」(下表「免除の可否」欄 ○印の科目)の履修の免除を行う。

※ 保育士養成施設卒業生に対する介護福祉士養成施設での一部科目免除については、既に制度化されていることから、相互に免除できるようにするもの。

指定保育士養成施設における履修科目・単位数		介護福祉士養成施設卒業生	
系列	教科目	履修単位数	免除の可否
教養科目	外国語(演習)		※
	体育(講義)	1	※
	体育(実技)	1	※
	その他		※
教養科目 計		8以上	
必修科目	①保育の本質・目的に関する科目		
		保育原理(講義)	2
		教育原理(講義)	2
		児童家庭福祉(講義)	2
		社会福祉(講義)	2
		相談援助(演習)	1
		社会的養護(講義)	2
		保育者論(講義)	2
		計13	計6
	②保育の対象の理解に関する科目		
		保育の心理学Ⅰ(講義)	2
		保育の心理学Ⅱ(演習)	1
		子どもの保健Ⅰ(講義)	4
	子どもの保健Ⅱ(演習)	1	
	子どもの食と栄養(演習)	2	
	家庭支援論(講義)	2	
	計12	計10	
③保育の内容・方法に関する科目			
	保育課程(講義)	2	
	保育内容総論(演習)	1	
	保育内容演習(演習)	5	
	乳児保育(演習)	2	
	障害児保育(演習)	2	
	社会的養護内容(演習)	1	
	保育相談支援(演習)	1	
	計14	計13	
④保育の表現技術	保育の表現技術(演習)	4	
⑤保育実習	保育実習Ⅰ(実習)	4	
	保育実習指導Ⅰ(演習)	2	
⑥総合演習	保育実践演習(演習)	2	
	計51	計41	
必修科目 計			
選択科目	保育に関する科目(上記①～⑤の系列より科目設定)	6以上	※
	保育実習Ⅱ又はⅢ(実習)	2	○(Ⅲを選択時)
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ(演習)	1	○(Ⅲを選択時)
	選択必修科目 計	9以上	
総合 計		68以上	41以上

※は、各指定保育士養成施設において履修の免除の可否を判断する科目。

保育所保育指針について

- 第1章～第5章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- 厚生労働大臣告示（平成29年3月31日告示、平成30年4月1日適用）

第1章 総則

- 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等も踏まえ、「4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を定めるなど、保育所保育の基本となる考え方について記載。
- 1. 保育所保育に関する基本原則
- 2. 養護に関する基本的事項
- 3. 保育の計画及び評価
- 4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

- 乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、それぞれ、ねらい及び内容を記載。
- 特に、3歳以上児の保育について、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。
- 1. 乳児保育に関わるねらい及び内容
 - ※「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」という視点から記載
- 2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
 - ※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
- 3. 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容
 - ※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
- 4. 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

- 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載。
- 1. 子どもの健康支援
- 2. 食育の推進
- 3. 環境及び衛生管理並びに安全管理
- 4. 災害への備え

第4章 子育て支援

- 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。
- 1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項
- 2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
- 3. 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

- 職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実なども含め記載。
- 1. 職員の資質向上に関する基本的事項
- 2. 施設長の責務
- 3. 職員の研修等
- 4. 研修の実施体制等

保育園等の事故防止の取組強化事業

(平成29年度予算：保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数、平成30年度予算案：381.4億円の内数)

1. 背景

- 子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第32条、第50条)
- 平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方等を検討すべきとされた。

2. 検討会の議論

- 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(平成26年9月8日)を設置し、次の事項について議論
 - ①重大事故の情報の集約のあり方
 - ②集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方
 - ③事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

3. 中間取りまとめ(平成26年11月28日)

○重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ

報告様式を定め、報告期限の目安(第1報は事故発生当日等)を設定する等、事故報告制度を全般的に見直し。 ※平成27年2月16日に3府省で通知
 ・公表のあり方： 国において事故報告をデータベース化し、内閣府HPで公表(個人情報報告を除く) ※平成27年6月より四半期ごとに内閣府HPで公表

4. 最終取りまとめ(平成27年12月21日)

○重大事故の発生防止のための今後の取組みについて取りまとめ

- ・事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、マニュアルの作成(検討会では骨子を作成)
- ・事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方
- ・事故の再発防止のための事後的な検証

地方自治体…死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証
 国…有識者会議を設置(H28.4.21)し、検証報告等を踏まえ、再発防止策を検討

- 死亡事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、マニュアルの作成(検討会では骨子を作成)
- ① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
 - ② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

○新たな取組(保育園等の事故防止の取組強化)

◎保育園や認可外保育施設等での死亡事故を防止するため、死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援指導を行う。

○死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修事業の実施

○死亡事故等の重大事故の発生防止のための巡回支援指導員の自治体への配置

<所要額>

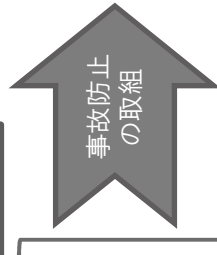
【研修事業】 補助率： 国1/2 都道府県又は市町村1/2

補助額： 1人当たり6千円

【巡回支援指導事業】 補助率： 国1/2 都道府県又は市町村1/2

補助額： 巡回支援指導員1人当たり4,064千円

死亡率ゼロを目指す



認可保育園等



認可外
保育施設

事務連絡
平成 29 年 9 月 11 日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局
各都道府県私立学校主管部（局）
各都道府県民生主管部（局）
各都道府県教育委員会
指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局
各指定都市・中核市民生主管部（局） 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官付
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局保育課

教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証の徹底
について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業において、死亡事故等の重大事故が発生した場合には、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（平成 28 年 3 月 31 日内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、同職業課程両立課長、家庭福祉課長、保育課長連名通知）に基づき、死亡事故等の重大事故の検証を実施していただいているところですが、一部の自治体においては検証が進んでいない状況が見受けられます。

また、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」においても、検証の周知徹底について指摘があったところです。

つきましては、特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のため、重大事故の発生した自治体におかれましては、

- ・死亡事故については、すべて検証すること。
- ・明らかな病死であっても、発生前、発生時、発生後の一連のプロセスにおける子どもや周囲の状況、時系列の対応などを検証し、検証の結果を重大事故の再発防止に役立てていくことが極めて重要であること。
- ・まだ検証委員会を開いていない自治体においては、早急に検証委員会を開催し、検証を進めること。

について、本通知等を参照しながら検証を実施するよう徹底を図っていただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）に周知していただきますようお願いいたします。

認可外保育施設等の事故報告の省令での義務付けについて

1. 現状

- 保育園等の認可の保育事業については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」で事故の報告を義務付けている。
- 認可外保育施設については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号通知）」において事故の報告を求めている。
 - ・認可外保育施設における死亡事故は認可保育園に比して多い。
 - ・平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」において、保育の質の確保のために認可外保育施設における事故報告の義務化を図ることとされている。

2. 対応

- 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の一部を改正し、認可外保育施設の事故の報告を省令で義務付ける。
 （※）併せて、地域子ども・子育て支援事業のうち、現在事故の報告を通知で求めている一時預かり事業、病児保育事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）についても、省令で義務付けるよう上記規則を改正する。

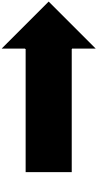
3. スケジュール

平成29年9月1日～30日 パブリックコメント

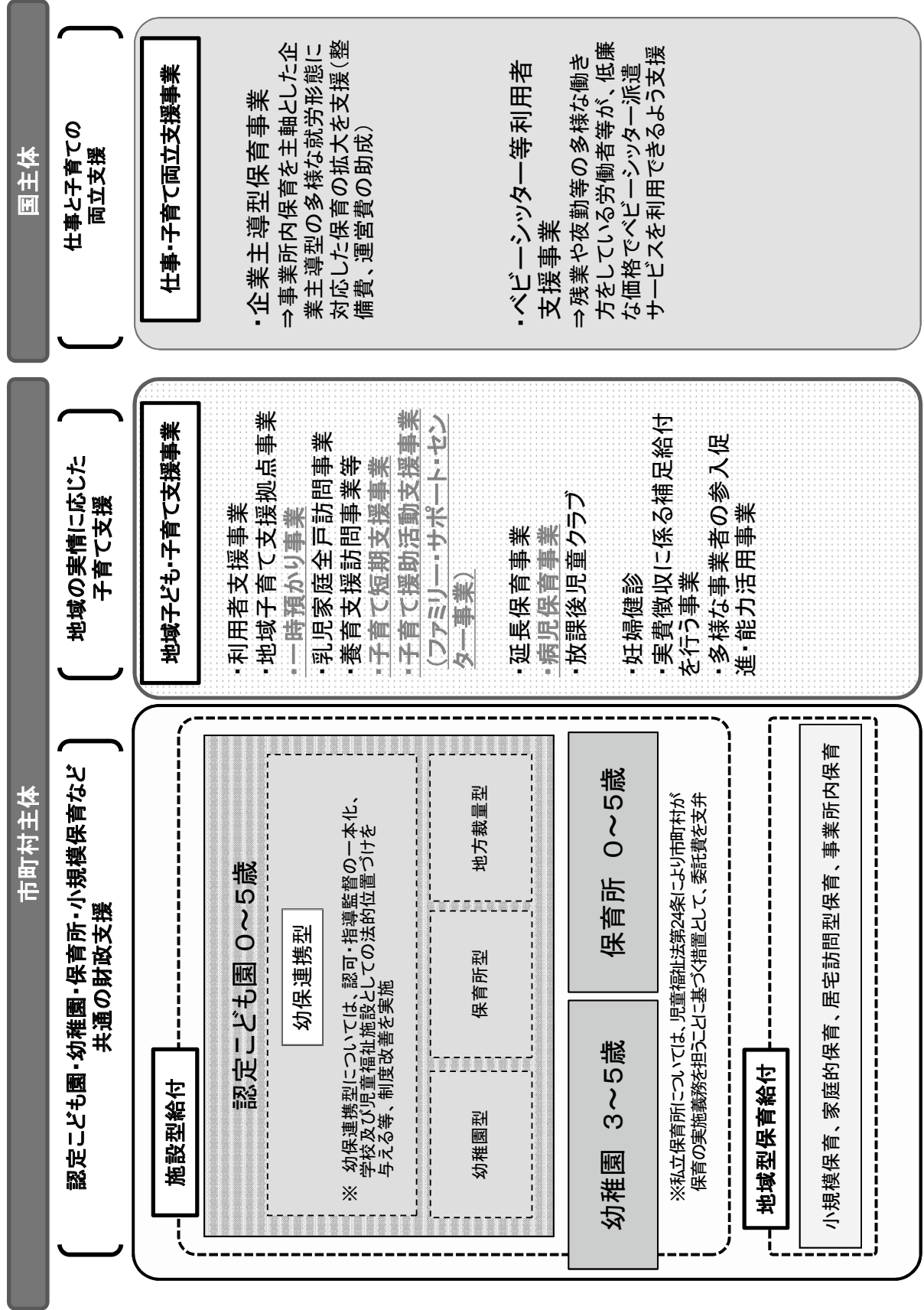
平成29年11月10日

公布・施行

事業類型	現行制度	今回の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育園 ・認定こども園 ・幼稚園 ・地域型保育事業 	<p>省令で事故報告を義務付け (特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)</p>	
<p>地域子ども・子育て支援事業のうち子どもを預かる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業 ・子育て短期支援事業 ・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) ・病児保育事業 ・延長保育事業 ・放課後児童クラブ 	<p>省令で事故報告を義務付け (保育園等での保育の延長であるため、保育園等の規定をそのまま援用できる)</p> <p>省令で事故報告を義務付け (放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)</p>	<p>通知で事故報告を求めるとして、 省令での義務付け</p>
<p>認可外保育施設</p> <p>※仕事・子育て両立支援事業(企業主導型保育等)を含む</p>	<p>通知で事故報告を求めるとして、 省令での義務付け</p>	<p>省令での義務付け</p>


**子ども・子育て支援新制度における子どもを預かる事業の事故報告について、
全て省令で義務付け**

(参考) 子ども・子育て支援新制度の概要



「代替保育」の提供先の緩和について

1. 現行制度について

- 家庭的保育事業等は、① 3～5 歳児の受け皿の確保、② 集団保育の提供などの保育内容の支援、③ 職員が病気の場合等の代替保育の提供、の連携を連携施設（保育所、認定こども園又は幼稚園）から確保しなければならぬ（平成31年度未までの経過措置あり）。
- ⇒ 「代替保育」の連携の確保は施設側の抵抗感もあり難しい。家庭的保育事業等が確保すべき連携のうち、代替保育の提供を任意項目とする。（埼玉県越谷市）



2. 提案についての対応

- 家庭的保育事業等を行う場所以外の場所において代替保育を提供する場合には、認可事業として一定の質が確保され、規模によっては代替保育の提供も可能と考えられる小規模保育事業（A型、B型）、事業所内保育事業から確保することを可能とする。
- また、家庭的保育事業等を行う場所において代替保育を提供する場合には、事業の規模等を勘案して代替保育が提供できるものとして市区町村が適切と認める事業所から確保することを可能とする。
- ※ ① 保育所、認定こども園、幼稚園による連携が著しく困難であること、② 代替保育の実施によって本来の事業の実施に支障が生じないと、③ 代替保育を実施した場合の役割分担及び責任の所在が明確であることを要件とする。

<家庭的保育事業等が確保すべき連携>

<連携施設>

【受け皿の確保】 卒園後の 3～5 歳児の受け皿の確保	保育所、認定こども園、幼稚園
【保育内容に関する支援】 集団的保育を体験させる機会の提供や食事の提供に関する支援、合同での健康診断の実施や園庭の開放、家庭的保育事業等への助言	保育所、認定こども園、幼稚園
【代替保育の提供】 職員が病気などにより保育を提供することができない場合の代替保育の提供	保育所、認定こども園、幼稚園 小規模保育事業（A型、B型）、事業所内保育事業 ※ 家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合はその他市区町村が適切と認める事業所。

家庭的保育事業における食事の提供体制の検討について

1. 現行制度について

- 0～2歳児の保育については、個々の子どもの発達に応じた離乳食の提供、アレルギー除去食の提供、体調不良時のおかゆ食への変更等臨機応変な対応等の必要から、認可保育園では、自園調理が原則。
- 家庭的保育事業についても自園調理が原則であるが、新制度創設時に市町村による認可事業（地域型保育事業）として位置づけられた際、自園調理を行っている事業者が半数程度しかなかったことから、現在
 - ① 既存事業者は、5年間（～平成31年度末）自園調理の原則の適用を猶予。
 - ② 責任の明確化等を条件に、連携施設である保育園や系列事業所等からの外部搬入を容認。
- ⇒ 家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者も対象にすべき。（特別区長会）

2. 提案についての対応

- 約8～9割の家庭的保育事業者は事業者の自宅で保育を提供しており、依然として、お弁当持参が多い現状にある。
 - ← 調理設備の確保や衛生的な維持が困難等の理由で自園調理への移行が進んでいない
 - ← 個人事業主が約8割を占め、同一・系列法人がないため外部搬入が難しい
- 以上を踏まえ、自宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、以下の通り現行基準を見直す。

見直し前	見直し後
経過措置は5年	経過措置10年（5年間延長し、平成36年度末まで）
外部搬入について、 ① 保育園・幼稚園・認定こども園 ② 同一・系列法人の運営事業所から可能（※）	①・②に加え、 ③ 保育園などに食事の搬入を行っており、0～2歳児にアレルギー対応等の配慮を行うことができると市町村が認める事業者 から可能（※）

※ 5つの要件の遵守が前提：①責任の明確化・契約内容の確保 ②栄養士による必要な配慮の実施 ③適切な外部搬入事業者の確保
④発達段階・アレルギー等への十分な配慮 ⑤食育計画に基づく食事の提供

- あわせて、自園調理への移行促進のため、家庭的保育事業者間で自園調理に関する情報・ノウハウの共有や環境整備が可能になるようなコンソーシアムの設置、家庭的保育事業者が自園調理を行う際のガイドラインの整備等を推進する。

保育所等における面積基準の緩和について

1. 現行制度について

- 地方分権一括法では、待機児童が多い現状を踏まえ、合理的な範囲内で居室面積基準を引き下げられる特例が設けられている。

要件	①前々年の4月1日時点の待機児童数が100人以上 ②前々年の1月1日時点で平均地価が3大都市圏（※）の平均を超えている ※居室の面積基準 乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳児以上の保育室1.98㎡ ※3大都市圏：東京圏、大阪圏、名古屋圏
時期	平成32年3月31日までの間（時限措置）

2. 提案内容・背景

- 待機児童の問題はまだ収束していない。
- 「平均地価が3大都市圏の平均以上」の要件（地価要件）は、地価が高い東京圏の影響により対象となる市町村が限定的となる。
⇒ ①特例措置の期間の延長、②地価に係る要件の緩和、を行うべき（大阪府）

3. 提案についての対応

- 「待機児童解消加速化プラン」では、平成29年度末までの待機児童解消を目指していたが、「子育て安心プラン」では平成32年度末までの解消としたこと等を踏まえ、居室面積の特例期限を3年間延長し、「平成35年3月31日まで」とする。
- 東京圏以外も、待機児童解消のために保育の受け皿を整備するための、**土地の確保が難しい場合には、一定の条件の下で面積基準を緩和**することを可能とする。

緩和案	3大都市圏のうち、最も地価が低い都市圏を超えている ※現行の「3大都市圏の平均以上」では全国1,718市区町村のうち約8%、緩和案に見直した場合には約17%が該当。
要件	①市区町村が、受け皿整備のための土地確保施策（※）を行ってもなお、当該市区町村における土地確保が困難な場合。 ※ 土地の有効活用（公有地・空き家・都市公園・学校等の空き教室、民有地マッチング等を活用した保育所の整備状況）、賃貸借方式による保育の受け皿整備、多様な保育の実施（小規模保育事業、家庭的保育事業等）、送迎バスにより広域的に保育所等を利用する事業の実施、大規模マンションでの保育の受け皿整備等を想定。 ②当該市区町村により上記の施策を行ってもなお、土地確保が困難であることが説明され、公表されていること。

事務連絡
平成30年1月19日

都道府県
各指定都市 保育担当課 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」
を踏まえた具体的な留意事項等について

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定。別紙参照）が取りまとめられたことを踏まえ、配置基準等を満たさなくなった保育所等に対する指導監督の流れ等について具体的な留意事項等を下記のとおりお示ししますので、内容を十分御了知の上、貴管内の市区町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

記

保育所等に対する指導監査については、法令上年1回の実施が義務づけられているところであり、従来、「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年4月25日付け児発第471号厚生省児童家庭局長通知。以下「指導監査通知」という。）及び「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について」（平成27年12月24日付け雇児発1224第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき実施されているところである。

これについて、指導監査の実施率が芳しくない自治体が見受けられることや、待機児童解消に向けた受け皿拡充と質の確保・向上が「車の両輪」であることを踏まえ、以下の点に留意の上、改めて適切な指導監査の実施に努めること。

(1) 指導監査通知の5の(1)のウにおいて、「実地監査の実施に当たっては、必要に応じて、例えば、経理指導監査について現地において集合監査を行い、又は実地監査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させる等、指導監査の能率的な実施方法を併用して差し支えないこと。また、指導監査の方法については、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと」としているが、厚生労働省では、平成29年度予算において、睡眠中、食事中、水遊び中などの重大事故が発生しやすい場面での指導を行う巡回支援指導員の配置に係る事業を計上しており、保育園等における保育の質の確保及び保育事故の防止のため、この巡回支援指導員と指導監督部門との十分な連携を図ることも、ここでいう「指導監査の能率的な実施方法」や「弾力的な指導監査」に該当することから、本事業の活用等により、適切な指導監査の実施につなげること。

(2) 指導監査通知の8の(1)において、問題を有する保育所等を対象に必要なに応じて特定の事項について実施することとされている特別指導監査について、「保育所において死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合等は、必要に応じて事前に通知せずに特別指導監査を実施することが適切である」旨示しているが、こうした事前通知なしの指導監査を行うことが適切である場合として、例えば、具体的には以下のような事例が考えられること。

- ・保育所において死亡事故が発生した旨の報告があったが、死亡に至った経過や状況が不明確であり、正確に実態を把握するために事前通知なしの指導監査が必要な場合
- ・利用者等の通報・苦情・相談等により虐待のおそれが明らかになり、事実確認のため、隠蔽等の危険を避けた形で職員への聞き取り等を行うことが必要な場合
- ・不正な会計経理や書類の改ざん等が行われている疑いがあり、証拠となる帳簿や書類について改変・破棄の猶予を与えることなく提出を求めることが必要な場合
- ・児童に対する不適切な処遇が行われた疑いで改善勧告を行った保育所から改善計画書の提出があり、当該計画書に従った改善が実際に行われているかどうかについて、実地に赴いて確認する必要がある場合

(3) 指導監査通知の11の(4)のウにおいて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)に基づき、都道府県等の条例により定められた基準(以下「設備運営基準」という。)を下回っている場合等であって「指導監査において繰り返し是正措置を採るよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされていないものについては、必要に応じて法令等に基づく処分を行うこと」を示している(ここでいう「法

令等に基づく処分」は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく以下①～④の処分である）。

- ①（設備運営基準に達しないとき）改善勧告
- ②（改善勧告に従わず、かつ児童福祉に有害と認められるとき）改善命令
- ③（設備運営基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときに、都道府県児童福祉審議会の意見を聴いた上で）事業停止命令
- ④（設備運営基準等に違反したとき）認可取消し

したがって、保育所等に勤務する保育士について、産前・産後休業や育児休業を取る者が相次いだ等の理由で、やむをえず一時的に設備運営基準を下回っているような場合については、累次の指導監査や必要に応じた代替職員の派遣措置等を通じ、事態の改善の余地があるか見極めること。なお、代替職員の派遣を行う際は、派遣先の保育所等との間で覚書を取り交わす等の方法で、代替職員の施設における役割や責任の所在を明確化しておくことが望ましい。

また、実際に上記①～④の処分を行う場合、以下の点に留意すること。

- ・虐待等のおそれがあるなど至急の対応が必要な場合を除き、改善勧告から改善命令、改善命令から事業停止命令、事業停止命令から認可取消しと、徐々に重い処分を実施していくことが想定されるが、その間、処分を行った保育所等に対するきめ細かい指導監督・意見聴取等を通じて事態の詳細な把握に取り組むこと。
- ・当該保育所等に通所する子どもについて、健全な育成の場が奪われることがないよう、特に事業停止命令や認可取消しが想定されるような場合については、当該子どもの保護者に対して、早い段階から、説明会の実施や、転園先となりうる保育所・事業停止命令や認可取消しの予定日時等を提示するなど、手厚い支援を行うよう努めること。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）（抄）

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(3) 児童福祉法（昭 22 法 164）

(i) 保育所における保育士の配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）33 条）に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成 30 年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成 29 年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。

事務連絡
平成 29 年 12 月 21 日

都道府県
各 指定都市 保育担当課 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

「規制改革推進に関する第 2 次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、「規制改革推進に関する第 2 次答申」（平成 29 年 11 月 29 日規制改革推進会議。別紙 1 参照）が取りまとめられたことを踏まえ、具体的な留意事項等を下記のとおりお示しします。内容を十分御了知の上、貴管内の市区町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

記

1 保育提供区域内に居住する子どもに係る優先利用について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項に規定する利用調整を行うに当たっては、保育所等の利用に係る優先度を踏まえるため、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成 26 年 9 月 10 日付け府政共生第 859 号・26 文科初第 651 号・雇児発 0910 第 2 号内閣府・文部科学省・厚生労働省通知。以下「留意事項通知」という。）第 2 の 7 で示している「優先利用に関する基本的考え方」等を踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られるところである。

その際、地域における地理的な要因や通常交通手段の違い、通勤経路等を踏まえて、保護者がその居住する地域の近隣の保育所等に通うことが可能となるよう、各市区町村が定める保育提供区域内に居住する子どもについて、当該区域内の保育所等への入所の可能性が大きく高まるような点数付けを行うことも考えられること。

また、「大規模マンションにおける保育施設の設置促進について」（平成 29 年 10 月 18 日子保発 1018 第 1 号・国都計第 75 号・国住街 第 115 号厚生労働省・国土交通省通知。別紙 2 参照。）を踏まえて対応をお願いしているところであるが、保育提供区域内に居住

する子どもの入所を優先することは大規模マンションでの保育所等の設置促進にも資することから、大規模マンションでの保育所等設置に取り組む市区町村をはじめ、各市区町村においては、このような点数付けの実施について検討すること。

2 保育所保育指針に基づく付加的な保育について

保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）第2の3の（3）において、保育の実施に関わる配慮事項として「特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の1に示す保育所保育に関する基本原則を逸脱しないよう慎重に配慮する必要があること」とされている。

また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）に基づき、保育所等は、保育の提供に当たって、当該保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価等について、事前にその用途、額及び理由を明示した上で保護者に対して説明を行い、その同意を得られた場合は、当該保護者から保育料とは別に当該対価等に係る額の支払を受けることができることとされている。

したがって、保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲での付加的な保育について、保護者に対して説明し、その同意を得られれば、別途保護者の負担を求めた上で保育所等において実施することは可能であること。

3 保育人材の確保のための方策について

保育人材の確保については、これまでその確保・育成や業務負担軽減・就業継続等のための方策をお示しし、対応をお願いしているところであるが、以下のような方策も考えられることから、これを踏まえた取組に努めること。

- （1）平成25年5月に実施された保育士としての就職を希望しない求職者に対する調査において、「就業時間が希望と合わない」「雇用形態（正社員・パートなど）が希望と合わない」との回答が一定数みられた。こうした保育士のニーズを満たすためには、多様な働き方を進めることが重要であり、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日厚生省児童家庭局長通知。別紙3参照。）に基づく短時間勤務保育士の活用に努めること。
- （2）保育士・保育所支援センターを設置している都道府県等において、待機児童の解消に一定の効果をあげていることから、保育士・保育所支援センターを設置していない都道府県等においては、保育士・保育所支援センターを設置・活用することにより、新たな保育人材の確保や潜在保育士の就職支援等に取り組むこと。

(別紙1)規制改革推進に関する第2次答申(平成29年11月29日規制改革推進会議)(抄)

II 各分野における規制改革の推進

1. 待機児童解消

(2) 具体的な規制改革項目

③ 地方自治体の待機児童解消に向けた取組を促す制度改革

ウ 多様な保育所の参入促進

a (略)

b 厚生労働省は、市区町村が保育所申込者の利用調整をする際に「保育提供区域内に居住する保育申込者の入所を優先する」等の利用調整項目を設けることで、大規模マンション内の保育所設営に対する居住者の理解を促し得ることを、地方自治体に通知する。

c 厚生労働省は、保育所保育指針に基づく付加サービスについて、保護者の同意を得られれば、保育料とは別に料金を徴収でき、認可保育所においても多様な保育の実施が可能であることを地方自治体に周知する。

d～f (略)

④ 保育の受け皿拡大を支える保育人材の確保

a 厚生労働省は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」(平成10年2月18日厚生省児童家庭局長通知)を通知しているが、改めて当該通知に基づく短時間保育士の活用を地方自治体に周知する。

b (略)

c 厚生労働省は、保育士の就職相談や、就職あっせんなどの再就職支援、保育所の人材確保を支援する保育士・保育所支援センターの活用が進むよう、地方自治体に周知する。

d・e (略)

(別紙2)「大規模マンションにおける保育施設の設置促進について」(平成29年10月18日子保発1018第1号・国都計第75号・国住街第115号厚生労働省・国土交通省通知)(抄)

- (1) 容積率緩和の特例措置を活用しようとする大規模マンションの建設時には、特に保育施設に対する局所的な需要増が生じる可能性があることから、周辺地区の状況を含めた保育施設の必要性の有無、必要な規模等について検討し、建設に関する都市計画の立案時点や、総合設計制度等の許可申請時点から、都市計画部局、建築部局及び保育部局で連携し、情報共有に努めること。
- (2) 検討の結果、需要増により新たな保育施設の確保が必要と見込まれる場合には、必要に応じて、保育施設の設置を都市計画の内容や総合設計制度の許可条件として反映し、その適用が図られるように検討すること。
- (3) 当該大規模マンションの開発を行う事業者に対し、児童福祉政策の観点から保育施設の確保の必要性を示し、保育施設の設置を要請するとともに、必要に応じて、モデル事例について情報提供すること。
- (4) 保育施設に係る容積率緩和の特例措置の適用に当たっては、当該施設の性質上、その需要が入居者及び周辺住民の年代構成に左右されることに鑑み、将来、保育施設の需要が減少した場合に許容されうる用途変更の範囲について、あらかじめ示しておくことが考えられること。

(別紙3)「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」(平成10年2月18日厚生省児童家庭局長通知)(抄)

1 最低基準における定数上の保育士の取扱い

保育の基本は乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることであり、また、保育所の利用が一般化する中で従来にもまして保育士の関わりは重要であるばかりでなく、保護者との連携を十分に図るためにも、今後とも最低基準上の保育士定数は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいこと。しかしながら、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、次の条件の全てを満たす場合には、最低基準上の定数の一部に短時間勤務(1日6時間未満又は月20日未満勤務)の保育士を充てても差し支えないものであること。なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

- (1) 常勤の保育士が各組や各グループに1名以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていること。
- (2) 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

2 留意すべき事項

- (1) 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、保育士の職務の重要性及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第48条の2第2項に基づく保育士の資質向上に係る努力義務等にかんがみ、勤務形態の如何を問わず各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。
- (2) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)や雇用保険法(昭和49年法律第116号)等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることのないよう留意すること。このため、短時間勤務の保育士を導入する保育所にあっても導入しない保育所と同様の保育単価とする取扱いとしている。
- (3) 児童福祉法第48条の2第1項に基づき、保育士の勤務形態の状況等について情報提供に努めるべきであること。

1. 調査の概要

- 目的 子ども・子育て支援新制度が施行して3年目であり、5年後の見直しの中間年を迎えたことを受け、今後の公定価格の設定等の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態を把握する。
- 調査対象 幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業所の計21,000件
- 調査内容 収支の状況（平成28年度）、職員給与の状況（平成29年3月）等

2. 調査結果の概要

※有効回答率＝全体：52.1%（保育園：46.4%、幼稚園：67.2%、認定こども園：54.5%）

- 収支の状況
 - 収支差率は、私立保育園：5.1%、私立幼稚園：6.8%、私立認定こども園：9.0%
- 職員給与の状況
 - 1人当たり給与月額（賞与の1/12込）は下記の通り。
 - 私立保育園の常勤保育士：26.2万円（勤続年数8.8年）
 - 私立幼稚園の常勤幼稚園教諭：25.9万円（同10.4年）
 - 私立認定こども園の常勤保育教諭：24.2万円（同7.9年）

保育士登録の取消しに関する事務について

